

# 令和8年厚木市教育委員会3月定例会日程

日時 令和8年3月24日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

## 1 開会

## 2 教育長報告

## 3 審議事項

- 日程1 議案第7号 厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画について
- 日程2 議案第8号 厚木市厚木こどもアート展審査会規則の一部を改正する規則について
- 日程3 議案第9号 厚木市和田傳文学賞審査会規則の一部を改正する規則について
- 日程4 議案第10号 厚木市厚木こども科学賞審査会規則の一部を改正する規則について
- 日程5 議案第11号 厚木市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- 日程6 議案第12号 厚木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- 日程7 議案第13号 厚木市久保奨学金（令和8年度高校等修学奨学金（第10期生・第11期生））の支給決定について
- 日程8 議案第14号 厚木市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について

## 4 報告事項

- (1) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について）（資料1）
- (2) 第3次厚木市教育振興基本計画第1期実施計画について（資料2）
- (3) 厚木市中学校部活動の在り方検討委員会答申について（資料3）
- (4) 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について（資料4）
- (5) 令和7年度こどもアート展受賞者について（資料5）
- (6) 厚木市立小・中学校の校長及び教頭の人事異動の内申について（資料6）
- (7) 令和8年度教育指導の重点と教職員の研修方針について（資料7）

## 5 閉会

## 令和8年3月定例教育委員会教育長報告

令和8年2月17日（火）に開催されました2月定例会以後の主な行事等17件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 2月21日（土） 厚木市役所本庁舎 1階 市民ホール  
令和7年度 よこて青少年自然文化体験研修出発式  
○参加団員 厚木市子ども会会員（小学校5・6年生） 25人  
ほか指導員、救護員等
- 2 2月22日（日） 厚木市立玉川公民館  
公民館まつり  
○訪問地区 1地区（玉川）  
○来館者数 玉川公民館 約1,350人（2日間）
- 3 3月 1日（日） 厚木市立依知南公民館ほか  
公民館まつり、文化作品展示・交流会（荻野）  
○訪問地区 3地区（依知南、睦合南、荻野）  
○来館者数 依知南公民館 約3,500人（2日間）  
睦合南公民館 約850人（2日間）  
上荻野分館 約410人（1日のみ）
- 4 3月 4日（水） 厚木市立相川公民館 集会室  
戸田小学校総合的な学習の時間発表会「戸田の私 ～戸田の今昔物語～」  
○発表者 戸田小学校6年生
- 5 同 日 厚木市立玉川小学校 校庭  
せんみ凧揚げ大会  
○参加者 玉川小学校6年生
- 6 3月 5日（木） 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室  
令和7年度 優良PTA文部科学大臣表彰受賞報告会  
○出席者 依知中学校PTA会長、依知中学校長

- 7 3月 8日(日) 厚木市立小鮎公民館ほか  
公民館まつり  
○訪問地区 4地区(小鮎、相川、南毛利、厚木北)  
○来館者数 小鮎公民館 約1,100人(2日間)  
相川公民館 約2,300人(2日間)  
南毛利公民館 約3,200人(2日間)  
厚木北公民館 約1,200人(2日間)
- 8 3月 9日(月) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室  
令和7年度 厚木市教育委員会表彰式  
○教育委員会感謝状被贈呈者数 個人 7人、団体 2団体  
○教育長感謝状被贈呈者数 個人 3人、団体 11団体
- 9 3月10日(火) 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室  
厚木市中学校部活動の在り方検討委員会答申(小泉委員長)
- 10 3月11日(水) 厚木市立睦合東中学校 体育館  
令和7年度 卒業証書授与式
- 11 3月13日(金) なかま教室(厚木中学校敷地内)  
令和7年度 教育支援教室 卒業の会
- 12 同 日 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室  
令和7年度 教育実践奨励賞贈呈式
- 13 3月14日(土) レンブラントホテル厚木  
第53回厚木市スポーツ人のつどい
- 14 3月17日(火) 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室  
令和7年度 神奈川県学校給食優良学校受賞報告  
○出席者 上依知小学校長、栄養士

- 15 同 日（3月17日） 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室  
令和7年度 かながわ学校給食夢コンテスト  
神奈川県学校給食会長賞受賞報告  
○出席者 南毛利小学校児童・保護者、南毛利小学校長
- 16 3月23日（月） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室  
第15回関東中学校演劇発表会、2026関東中学校演劇コンクール出場表敬訪問  
○訪問者 厚木中学校演劇部生徒、教頭、顧問
- 17 令和8年厚木市議会第2回会議（2月定例会議）
- ① 会議期間  
2月18日（水）から3月17日（火）まで（28日間）
- ② 一般質問（2月26日（木）、2月27日（金）、3月2日（月））  
17人の議員から質問があり、うち教育委員会関係は7人でした。
- 田口孝男 議員  
(2) 教育行政について  
ア 中学校部活動の地域展開について  
(ア) 令和8年度からの前期改革実行期間における取組は
- 栗山香代子 議員  
(2) 教育行政について  
ア 学校給食施設の整備方針について  
(ア) 見直しの検討状況は。  
(イ) 南部学校給食センターの今後は。
- 高田浩 議員  
(3) 学校教育について  
ア 今後について  
(ア) 見解を問う。
- 山口保子 議員  
(2) 教育行政について  
ア 学校給食センターの維持管理や整備について  
(ア) 現状と課題は。
- 山崎由枝 議員  
(2) 教育行政について  
ア 発達性読み書き障害（ディスレクシア）について  
(ア) 市内小・中学校における適切なサポート体制の取組は。

○津森英里花 議員

(2) 教育行政について

ア 教職員の働き方改革に関するアンケートについて

(ア) アンケート結果の総括とそこから見えてきた課題は。

(イ) 今後の取組は。

○名切文梨 議員

(2) 教育行政について

ア 重大事態発生について

(ア) 課題と対応策は。

③ 予算決算常任委員会 環境教育分科会（3月6日（金））

○議案第9号 令和7年度厚木市一般会計補正予算（第9号）

○議案第27号 令和8年度厚木市一般会計予算

○議案第32号 令和8年度厚木市学校給食事業特別会計予算

④ 予算決算常任委員会（3月16日（月））

○議案第9号 令和7年度厚木市一般会計補正予算（第9号）

【可決すべきもの】

○議案第27号 令和8年度厚木市一般会計予算

【可決すべきもの】

○議案第32号 令和8年度厚木市学校給食事業特別会計予算

【可決すべきもの】

⑤ 本会議（3月17日（火））

○議案第9号 令和7年度厚木市一般会計補正予算（第9号） 【可決】

○議案第27号 令和8年度厚木市一般会計予算 【可決】

○議案第32号 令和8年度厚木市学校給食事業特別会計予算 【可決】

議案第7号

厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画について

厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画を別紙のとおり定める。

令和8年3月24日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が令和8年4月に施行されることから、本市の教職員の業務適正化や働き方の見直しを通じて、教職員がやりがいと誇りを持って教育活動に専念できる環境を整えることを目指し、厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画を策定する。

厚木市立小・中学校の教職員に関する  
働き方改革実施計画

令和8年3月  
厚木市教育委員会

# 目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	本市の現状	1
4	目標	2
5	計画の期間	2
6	働き方改革に関する取組の基本的な考え方	2
7	働き方改革に関する取組の内容	3
8	関連する取組・今後のフォローアップについて	7

## 1 計画策定の趣旨

近年、小・中学校の教職員の業務は多様化・複雑化しており、全国的に教職員の多忙化が問題となっています。本市では、教職員が児童・生徒一人一人と向き合うための時間を確保し、より良い教育環境を実現するため、令和2年3月に「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、厚木市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）の教職員の負担軽減に取り組んできました。

こうした中、令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進や教員の処遇の改善を図ること等を目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、教育委員会に対して教員の業務量管理・健康確保措置を実施するための計画の策定及び公表並びに当該計画の実施状況の公表が義務付けられたことから、「厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

本計画では、教職員の業務の適正化や働き方の見直しを通じて、教職員がやりがいと誇りを持って教育活動に専念できる環境を整えることを目指します。教職員が持つ専門性や教育にかける情熱を児童・生徒に向けることができる学校づくりを進めるため、本計画に基づき、計画的かつ継続的に働き方改革を推進します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「改正法」という。）第7条の規定により策定された国の業務量管理・健康確保措置に関する指針（以下「国指針」という。）に即して、改正法第8条の規定に基づき策定する計画です。

また、本計画は、「第3次厚木市教育振興基本計画」の基本方針の一つである「基本方針2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備」に基づき、小・中学校における働き方改革を具体的かつ計画的に進めるための指針として位置付けます。

## 3 本市の現状

本市では、方針に基づき、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、令和6年度における本市の教職員の時間外在校等時間の状況は、次のとおりです。

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	年360時間を上回る割合
小学校	28.0%	3.1%	54.4%
中学校	49.1%	16.1%	77.1%

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は小学校で28.0%、中学校で49.1%と多くなっています。令和7年度に行った「働き方改革に関するアンケート」によると、特に、部活動指導や成績処理、保護者対応等の業務の負担感が大きくなっており、業務の見直しや多忙化緩和のための取組を推進することにより、教育の質の向上のために時間的余裕を創出することが必要です。

## 4 目標

本計画における目標は、次のとおりです。神奈川県教育委員会において令和7年3月に改訂された「神奈川県の教員の働き方改革に関する指針」に基づき、各市町村と共通で令和11年度までに達成すべき目標を設定しています。

### (1) 長時間勤務の是正

ア	時間外在校等時間	月 45 時間超の教職員の割合	0%
イ	時間外在校等時間	年 360 時間超の教職員の割合	0%

### (2) ウェルビーイングの向上

ア	「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教職員の割合	90%以上
イ	「仕事にやりがいがある」と感じている教職員の割合	95%以上

### (3) 目標設定に関する留意事項

- ア 時間外在校等時間が、月 45 時間となるまで業務を行うことを推奨するものではありません。
- イ 時間外在校等時間の上限時間を遵守することや、計画に定める目標を達成するために、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはなりません。

## 5 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

## 6 働き方改革に関する取組の基本的な考え方

これまでに進めてきた働き方改革の取組について、更なる工夫や改善をしながら継続して取組を進めます。

また、令和7年度に全面改正された国指針に新たに位置付けられた、「学校と教師の業務の3分類」に基づき、業務の見直し及び多忙化を緩和する取組を進めます。

なお、現段階では取組としていない事項についても、教職員の負担軽減に有効と思われる取組については、学校現場の声を聴きながら、積極的に研究を進め、目標達成に向けて取り組めます。

## 7 働き方改革に関する取組の内容

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本市の実情に応じ、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を整理するとともに、主として取組を進める教育委員会事務局の担当課等を併記しています。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### **ア 学校以外が担うべき業務**

##### (ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等【学務課】

登下校における日常的な見守り活動等は学校以外が担うべき業務であり、既に本市では、保護者・地域住民による見守りが行われています。引き続き保護者等に理解・協力を求めるとともに、担い手不足等地域ごとに生じた課題の解決に向け、コミュニティスクール活動の推進や地域学校協働活動での検討を推進します。

##### (イ) 放課後から夜間等における校外の見回りや対応【教育指導課・青少年教育相談センター】

本市では、青少年の問題行動の早期発見・指導を行うため、社会教育指導員による巡回及び街頭指導のほか、青少年相談員による地区巡回及び声掛けを行っています。

また、学校警察連絡協議会による地域での情報共有や、学校警察連携制度による警察と連携した児童・生徒への指導及び支援を引き続き実施します。

##### (ウ) 学校徴収金等の徴収・管理【教育総務課】

現在、教材費等の学校徴収金は、学校ごとに種目や金額が異なるため、徴収に関する管理業務を学校が担っており、口座振替の推奨をしていますが、一部の学校では現金による徴収を行っている状況です。

学校で現金を取り扱うことに伴うトラブルの防止や教職員が現金を管理する負担を軽減するため、口座振替の全校導入を進めるとともに、公会計化に向けた課題の整理を行います。

(エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では困難な事案への対応【教育総務課・教育指導課】

学校は、児童・生徒の健やかな成長を共に支えている保護者や地域住民の相談等に応じ、常に良好な関係づくりに努めていますが、社会通念を超える対応については、次のとおり対応し、教職員の負担軽減を図ります。

- a 保護者等からの要望・意見への対応において、教職員・保護者等のお互いの発言を正確に記録できるようにするため、学校電話に録音機能を設置することを検討します。
- b 本市では、教育委員会内に教育法務担当（弁護士）を配置し、学校現場で発生する諸課題に対し、学校が法的側面からの助言を得られる環境を整備しています。学校からの相談対応や、保護者対応時の同席等、学校と教育法務担当との連携の推進により、教職員の心理的負担の軽減を図ります。
- c 学校管理職経験者等による学校問題解決支援コーディネーターを配置し、学校のケース会議等において保護者との面談を行う等、学校だけでは解決が難しい事案の解決策を整理・提示する環境の整備について検討します。

**イ 教職員以外が積極的に参画すべき業務**

(ア) 調査・統計等への回答【教育総務課】

- a 国・県等からの調査については、できる限り教育委員会で回答することを教育委員会内に周知します。学校において回答が必要な調査等は、調査回数の縮減や回答方法の工夫等による更なる負担軽減を図ります。
- b こども大綱の策定により、こどもに関する施策についてこどもの意見を聴き、反映することが求められていますが、アンケートの実施が授業時間の圧迫や教職員の負担につながっています。必要性や回数を教育委員会で精査した上で、アンケート実施のガイドラインを随時見直します。
- c 夏期休業中に募集される児童・生徒対象のポスター、作文、標語等のコンクール提出に係る取りまとめについては、ワーキンググループによる作品回収等で教職員の負担軽減に取り組んでいますが、今後、児童・生徒が学校を介さずにコンクールに直接応募できる体制を整え、更なる負担軽減を図ります。

(イ) 学校の広報資料・ホームページの作成・管理【教育総務課・教育研究所】

年度当初におけるホームページのコンテンツ更新について、教職員の負担軽減につながる取組を検討します。

また、児童・生徒の様子を日常的に投稿するコンテンツ（学校日記等）は、更新に係る業務負担及び児童・生徒の写真への映り込み等への配慮の必要性が増している現状を踏まえ、内容を精査していきます。

#### **(ウ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理【教育研究所】**

教職員用端末及びGIGAスクール端末の維持管理、破損・不具合等に係る運用保守業務を引き続き行います。

また、学校が行う日常的な台数確認等の管理業務について、作業の精選及び効率化を図ります。

#### **(エ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理【教育総務課・学校施設課】**

a 本市では、学校体育施設開放事業として、校庭及び体育館の休日・夜間開放を実施しています。学校施設開放に伴う教職員の負担がより軽減されるよう、課題を整理していきます。

b 令和5年度に策定した「厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針」に基づき、民間プール等を活用し、小学校の水泳授業の委託化を引き続き進めます。

#### **(オ) 校内清掃【学校施設課】**

校内清掃の中でも特に高所作業を伴うものについては、教職員の安全衛生管理上、教職員以外が積極的に参画する業務と位置付け、エアコン清掃等について、委託化等を検討していきます。

また、児童・生徒が行う日常清掃は、回数や日課の見直し等について検討します。

#### **(カ) 部活動【教育指導課】**

附属機関である「厚木市中学校部活動の在り方検討委員会」において、部活動の今後の在り方及び地域クラブ活動への展開に関することについて調査・審議を進めています。令和8年度中に「(仮称)部活動地域展開推進計画」を策定し、国が示している令和13年度までの休日における地域展開について、前倒しで進めます。

### **ウ 教職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

#### **(ア) 学習評価や成績処理【教育総務課・教育指導課・教育研究所】**

a 令和8年度中に全中学校にデジタル採点システムを導入し、定期テスト等における採点業務の負担軽減を図ります。

b 評価方法の効率化に向け、引き続き指導及び助言を行います。

#### **(イ) 学校行事の準備・運営【教育指導課】**

教育課程編成に係る学校行事の精選において、引き続き指導・助言を行います。

#### **(ウ) 支援が必要な児童・生徒及びその家庭への対応【教育指導課・青少年教育相談センター】**

これまでの学校への人的支援の取組<sup>※</sup>を引き続き推進するとともに、日本語初期指導を学校で実施することや、フリールームモデル校の拡大、こころスマイル支援員の配置時間の増加の検討を進めます。

不登校等により家庭にひきこもりがちにある児童・生徒及びその家庭については、現在、家庭訪問相談員を活用し、登校支援や教育相談を行っています。また、複合的な課題を抱えるケースについては、教育ネットワークコーディネーターを活用し、学校・家庭・関係機関との連携・調整を行い、児童・生徒及びその家庭が置かれている環境全体に働きかけた支援を進めます。

※ 特別支援教育介助員・学習支援員の配置、医療的ケア児に看護師介助員又は訪問看護師の配置、日本語指導プレクラスにおいて日本語初期指導を実施、スクールカウンセラー・こころスマイル支援員の配置、フリールームモデル校の非常勤講師配置

### **(2) 働き方改革への支援**

教職員の負担軽減を進めるためには、学校現場における業務の効率化及び精選が欠かせません。各学校における効果的な取組等については、積極的に共有し、全小・中学校に情報を発信します。

### **(3) 働き方改革への理解促進**

保護者、地域住民、教職員等に対し、教職員の働き方改革に関して理解を深められるよう、様々な機会を捉え、積極的に情報提供を行います。

### **(4) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

ア 労働安全衛生法に基づき、1か月当たり80時間を超える時間外労働を行う等の要件に該当した教職員に対し、医師による面接指導を実施します。

イ 全小・中学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等の活用により職場改善を推進します。

## 8 関連する取組・今後のフォローアップについて

---

### (1) 取組状況の公表・報告

取組の着実な実行を図るため、小・中学校の教職員の在校等時間の状況や本計画の取組実施状況等について、毎年度、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告するとともに、市ホームページで公表します。

### (2) 実施計画取組進行管理シートの作成・管理

取組を確実に実行するため、また、学校現場の状況等を踏まえ新たな取組について検討するため、実施計画取組進行管理シートを作成し、毎年度見直しを行いながら、取組の進捗を管理します。

### (3) 各小・中学校における状況・課題の把握

教育委員会において、各小・中学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、速やかな状況の改善を目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

### (4) 目標の達成状況の把握

時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムにより教職員の出退勤時間等を管理し、把握していきます。その他の目標については、神奈川県において実施している「働き方改革に関するアンケート」の指標を用い、把握します。

### (5) 取組の周知と協力体制の構築

各小・中学校における働き方改革が進むよう、教職員へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化します。

各小・中学校においては、本計画に基づく取組内容をまとめ、学校運営協議会の承認を得る必要があることから、校長を始めとした管理職のリーダーシップの下、教職員、地域、保護者及び教育委員会が一体となって取組を進めます。

議案第8号

厚木市こどもアート展審査会規則の一部を改正する規則について

厚木市こどもアート展審査会規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月24日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市こどもアート展審査会の委員の任期を改めるため、本規則の一部を改正する。

## 厚木市こどもアート展審査会規則の一部を改正する規則

厚木市こどもアート展審査会規則（平成30年厚木市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1年以内」を「2年以内」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、<u>2年以内</u>において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、<u>1年以内</u>において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

議案第9号

厚木市和田傳文学賞審査会規則の一部を改正する規則について

厚木市和田傳文学賞審査会規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月24日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市和田傳文学賞審査会の委員の任期を改めるため、本規則の一部を改正する。

## 厚木市和田傳文学賞審査会規則の一部を改正する規則

厚木市和田傳文学賞審査会規則（平成30年厚木市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1年以内」を「2年以内」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、<u>2年以内</u>において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、<u>1年以内</u>において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

議案第10号

厚木市厚木こども科学賞審査会規則の一部を改正する規則について

厚木市厚木こども科学賞審査会規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月24日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市厚木こども科学賞審査会の委員の任期を改めるため、本規則の一部を改正する。

## 厚木市厚木こども科学賞審査会規則の一部を改正する規則

厚木市厚木こども科学賞審査会規則（平成30年厚木市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1年以内」を「2年以内」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、<u>2年以内</u>において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、<u>1年以内</u>において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>

議案第11号

厚木市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

厚木市教育委員会公告式規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月24日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市公告式条例の一部改正に伴い、規則の公布等の方法を、インターネットを利用する方法に変更するほか、所要の措置を講ずるため、本規則の一部を改正する。

## 厚木市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

厚木市教育委員会公告式規則（平成元年厚木市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「記入して、教育長が署名しなければならない」を「記入しなければならない」に改め、同条第2項中「に規定する掲示場に掲示して」を「の例による方法で」に改める。

第3条を次のように改める。

（規程等の公表）

第3条 前条の規定は、規程、告示又は公告の公表について準用する。

### 附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の厚木市教育委員会公告式規則の規定は、この規則の施行の日以後に公布する規則又は公表する規程、告示若しくは公告について適用し、同日前に公布する規則又は公表する規程、告示若しくは公告については、なお従前の例による。

新旧対照表

新	旧
<p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則を公布するときは、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入しなければならない。</p> <p>2 規則の公布は、厚木市公告式条例(昭和30年厚木市条例第1号)第2条第2項の例による方法で行う。</p> <p>(規程等の公表)</p> <p>第3条 前条の規定は、規程、告示又は公告の公表について準用する。</p>	<p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則を公布するときは、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、教育長が署名しなければならない。</p> <p>2 規則の公布は、厚木市公告式条例(昭和30年厚木市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。</p> <p>(規程等の公表)</p> <p>第3条 規程、告示又は公告を公表するときは、公表の旨の前文、年月日、教育委員会名及び教育長名を記入し、教育長印を押さなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規程、告示及び公告に準用する。</p>

議案第12号

厚木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

厚木市学校運営協議会規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月24日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

学校運営協議会の承認事項について改めるため、本規則の一部を改正する。

## 厚木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

厚木市学校運営協議会規則（平成26年厚木市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>(基本方針の承認等)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(基本方針の承認等)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p>

**議案第 1 3 号及び  
第 1 4 号については、  
非公開案件となります。**

**報告事項 1 については、  
非公開案件となります。**

# 第 3 次厚木市教育振興基本計画

## 第 1 期実施計画

令和 8 (2026) 年度 ～ 令和12 (2030) 年度

令和 8 (2026) 年 3 月

厚 木 市



# 目 次

---

## 第1章 実施計画の概要

1 趣旨	1
2 計画期間	1
3 進行管理	1
4 計画構成図	2

## 第2章 実施計画事業

1 基本方針1	4
2 基本方針2	12
3 基本方針3	24
4 基本方針4	28

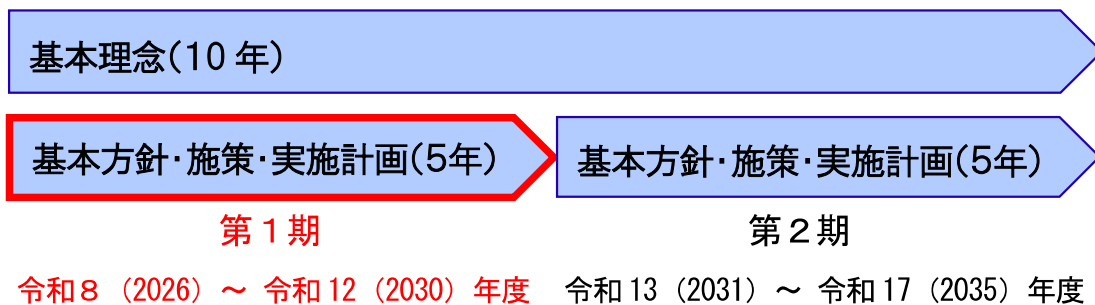
# 第1章 実施計画の概要

## 1 趣旨

厚木市は、令和8（2026）年度から10年間を計画期間とする第3次厚木市教育振興基本計画を策定し、基本理念である「未来を創る人づくり」の推進に向けた教育施策を展開しています。各施策を計画的かつ効果的に運営するため、四つの基本方針及び基本方針ごとに施策を設けるとともに、社会の変化や教育を取り巻く課題に迅速に対応していくため、5年間を計画期間とする第3次厚木市教育振興基本計画第1期実施計画（以下「本計画」という。）を定めます。

## 2 計画期間

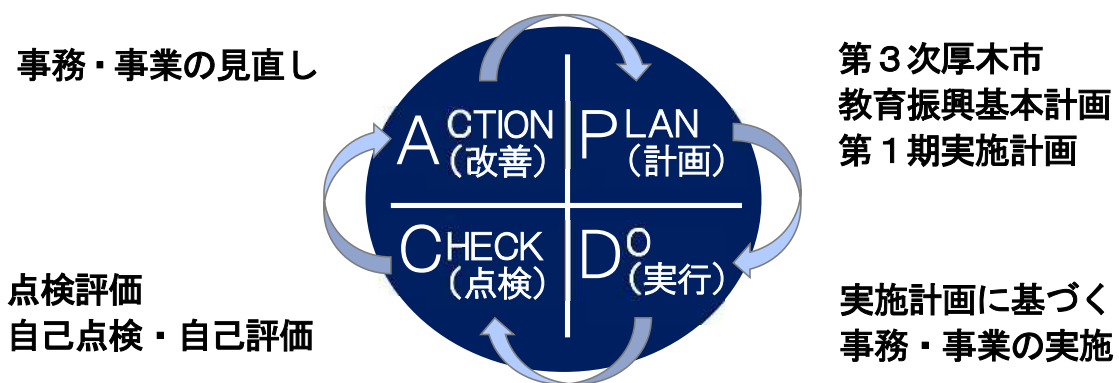
本計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。



## 3 進行管理

本計画の進行管理は、事務・事業を担当する課等の自己点検・自己評価とともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき毎年度実施している点検評価による外部評価を活用します。

また、各事業の指標の中から代表指標を選定し、各基本方針の達成状況を把握します。これにより、本計画全体の進捗状況を継続的に検証し、必要に応じて事務・事業の見直しを行います。

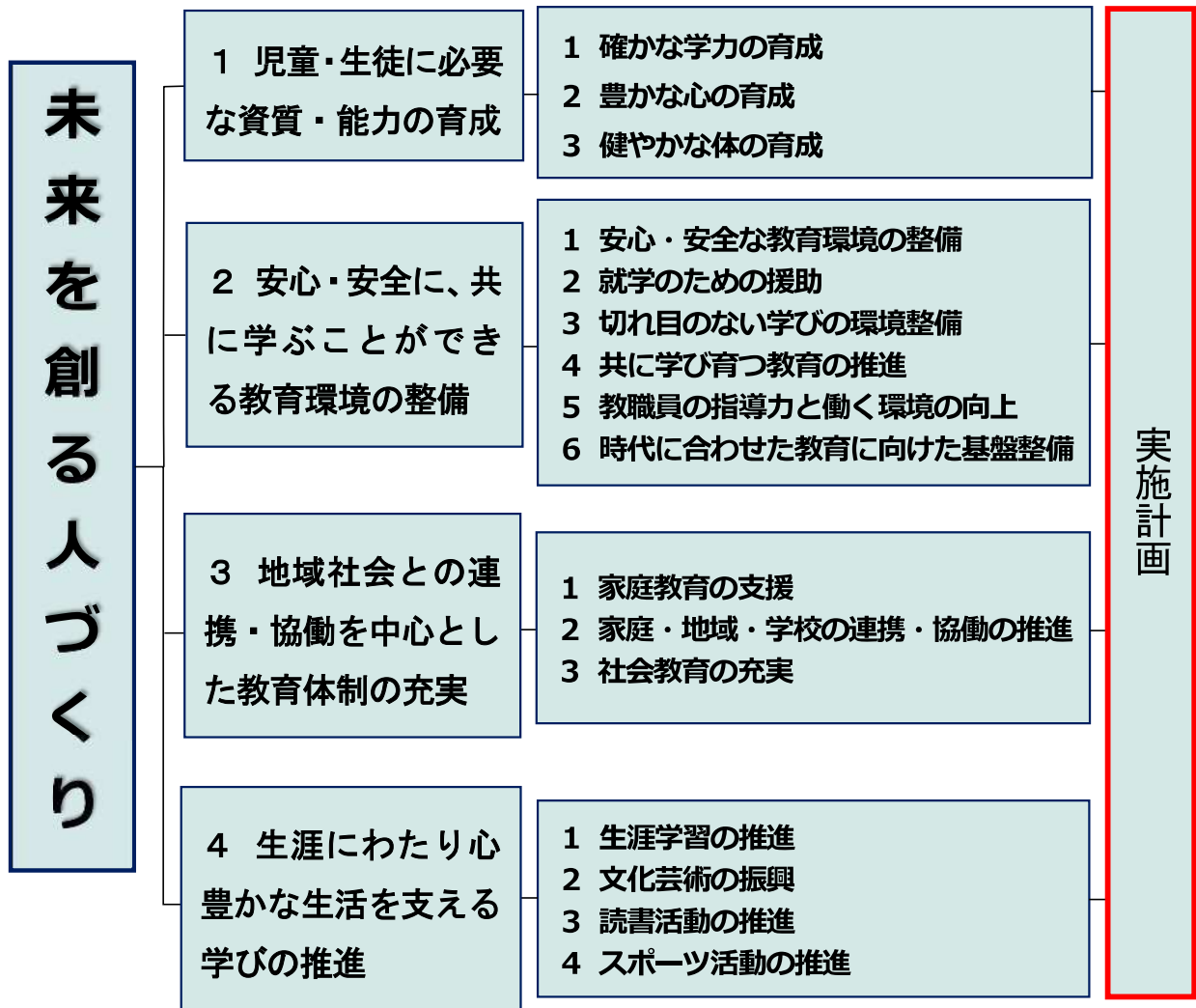


## 4 計画構成図

【基本理念】

【基本方針】

【施策】





## 第2章 実施計画事業

基本方針 <b>1</b>	<b>児童・生徒に必要な資質・能力の育成</b>
------------------	--------------------------

児童・生徒が変化の激しい社会をたくましく生き抜くために必要な力を身に付けられるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の三つの観点から、総合的な資質・能力の育成を図ります。



施策1 確かな学力の育成

施策2 豊かな心の育成

施策3 健やかな体の育成



## 施策1 確かな学力の育成

実施計画事業名	事業内容
英語教育推進事業	児童・生徒に国際理解の素地を培い、英語によるコミュニケーション能力を育む英語教育を推進するため、市立小・中学校に英語を母語とする外国語指導助手（ALT）を配置します。
AI英会話アプリ活用事業	中学校2、3年生を対象にAI英会話アプリを導入し、生徒が自信をもって自分の思いや考えを英語で伝えることができるよう、主体的に英会話に取り組む学習活動の充実を図ります。
外国籍児童・生徒等支援事業	日本語が理解できず学校生活に支障をきたす外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒に対し、母語等の話せる日本語指導協力者を派遣するとともに、外国籍児童・生徒が多く在籍する学校で、放課後等を利用し、日本語の習得や学習補助を目的とした補習教室を開設するための支援員を派遣します。
日本語指導プレクラス運営事業	日本語が全く分からない状態で転・編入する児童・生徒に対し「日本語指導プレクラス」を設置し、学校生活への早期適応と生活に必要な日本語の習得を図ります。
SEL教育基金事業	厚木市SEL教育基金条例に基づき、確かな学力を身に付けた心豊かで健康な児童及び生徒を育成するために、厚木こども科学賞、理科・科学教育推進のための事業等を実施します。
あつぎ未来塾事業	質の高い探究的な学びを提供するため、市内の大学や企業と連携・協力し、中学生を対象にした「あつぎ未来塾」を実施します。

※表中の★印は代表指標

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
①ALTによる授業日数 ★②「ALTとの授業は楽しい」と答えた児童・生徒の割合	①日 ②%	① 1,900 ②100	① 1,900 ②100	① 1,900 ②100	① 1,900 ②100	① 1,900 ②100	教育指導課
①AI英会話アプリの活用が効果的であったと回答した学校の割合 ②AI英会話アプリの活用が英語を話すことに役立ったと答えた生徒の割合	%	①100 ②80	①100 ②85	①100 ②90	①100 ②95	①100 ②100	教育指導課
①日本語指導が必要な児童・生徒支援のための人材派遣の割合 ②日本語指導が必要な児童・生徒への支援の効果	%	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	教育指導課
①日本語初期指導が必要な児童・生徒が日本語指導プレクラスに通室または訪問指導を受けた割合 ②日本語初期指導が必要な児童・生徒への支援の効果	%	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	教育指導課
①おもしろ理科教室実施回数 ★②科学や自然など理科の学習に関する興味・関心が高まった児童・生徒の割合	①回 ②%	①23 ②96	①23 ②97	①23 ②98	①23 ②99	①23 ②100	教育指導課
①講座開設回数 ②講座を通して、今後学びたいことや就きたい職業について考えが深まった生徒の割合	①回 ②%	①7 ②100	①10 ②100	①10 ②100	—	—	教育指導課

## 施策2 豊かな心の育成

実施計画事業名	事業内容
学校支援プロジェクト推進事業	児童・生徒の問題行動に対し、関係機関と連携してプロジェクトチームを組織し、一人一人に適した対応を図るとともに、定期的に学校訪問を行い、必要な情報を収集し、問題行動の未然防止の観点から、管理職や担当教員に対し、組織的かつ効果的な児童・生徒指導について助言します。
小学校児童支援推進事業	児童指導担当教員等が「チーム支援」の核となり、不登校やいじめ、問題行動等を未然に防止し、早期発見することができるよう、授業を受け持つ非常勤講師を小学校に派遣する。
中学校少人数学級実施事業	学校の実態に応じて少人数の学級編成を行い、生徒一人ひとりに対してきめ細やかな指導を行うことができるよう非常勤講師を派遣する。
青少年非行防止活動事業	青少年の問題行動の未然防止、早期発見のために、青少年相談員や社会教育指導員などが繁華街や駅前を巡回し、声掛け指導を行います。また、薬物乱用の防止を呼びかけるために「心と街のクリーン作戦」等の啓発活動を実施します。
青少年教育相談事業	学校生活等において悩みを抱える青少年やその保護者に対し、青少年心理相談員、家庭訪問相談員及び教育ネットワークコーディネーターが教育相談を行います。また、小学校へスクールカウンセラーを派遣、小・中学校へ「こころスマイル支援員」を配置し、児童・生徒や保護者、教職員からの相談に対応します。さらに、複雑化・多様化するケースについては、関係機関等と連携し、学校に対して専門的助言・援助を行います。
登校支援推進事業	不登校を未然に防ぐため、毎月実施する学校計画訪問を通して状況把握を行い、課題改善に向けた校内の教育相談体制の構築を支援し、学校と連携した不登校対策を実施します。また、不登校児童・生徒が安心して落ち着ける居場所「校内教育支援センター フリールーム」における支援の充実に取り組み、不登校の改善や社会的自立を目指します。
教育支援教室運営事業	不登校児童・生徒が、小集団での学習や体験活動を通して心の安定を図り、社会的自立を目指していけるように、個に応じた支援や学習指導を行います。また、保護者を対象にセミナーを行い、情報交換と保護者同士のネットワークづくりを推進します。

※表中の★印は代表指標

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
①学校訪問回数							教育指導課
②定期的な学校訪問が、問題行動の未然防止に向けた児童・生徒指導に効果があったと評価する学校の割合	①回 ②%	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	
①非常勤講師を配置した学校の割合							教職員課
②「児童の学習意欲が向上した」と感じる学校の割合	%	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	
①非常勤講師を配置した学校の割合							教職員課
②「生徒の生活態度が向上した」と感じる学校の割合	%	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	①100 ②100	
街頭指導が非行防止や早期発見に効果があったと感じる割合	%	75	80	85	90	95	青少年教育 相談センタ ー
①青少年心理相談員との教育相談を通して好ましい変化が見られるようになった割合							青少年教育 相談センタ ー
②こころスマイル支援員に関わった児童・生徒の満足度	%	①90 ②90	①90 ②90	①91 ②91	①91 ②91	①91 ②91	
不登校の児童・生徒が登校支援によって改善した割合	%	77	77.5	78	78.5	79	青少年教育 相談センタ ー
★教育支援教室の活動を通じて、好ましい変化がみられる児童・生徒の割合	%	100	100	100	100	100	青少年教育 相談センタ ー

### 施策3 健やかな体の育成

実施計画事業名	事業内容
健康診断事業	児童・生徒の健康保持増進を図るため、学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づき、定期健康診断を実施します。
小・中学校給食費無償化事業	未来を創るこどもたちの成長に必要な栄養価を満たした学校給食を提供するとともに、その食環境を社会全体で支え、保護者の皆様の負担を軽減するため、厚木市立小・中学校の学校給食費無償化を実施します。
学校給食食育推進事業	食に関する指導の教材として、地域で収穫される農産物を学校給食の食材として用いることにより、地域の食や食文化について理解を深めるとともに、生産者や食べ物への感謝の心を育みます。

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R8	R9	R10	R11	R12	
指標なし							学務課
指標なし							学校給食課
地場農産物導入回数	回	55	55	55	66	66	学校給食課



基本方針  
2

安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備

全てのこどもが多様性を尊重し、他者との関わりや学び合いを通じて、お互いを高め合える教育の充実を推進します。また、安心・安全に学べる環境整備、切れ目のない学びの実現、教育機会均等の確保に向けた就学支援、教職員の働きやすさやICTの活用などのこれからの教育を支える環境整備に取り組みます。



施策1 安心・安全な教育環境の整備

施策2 就学のための援助

施策3 切れ目のない学びの環境整備

施策4 共に学び育つ教育の推進

施策5 教職員の指導力と働く環境の向上

施策6 時代に合わせた教育に向けた基盤整備



## 施策1 安心・安全な教育環境の整備

実施計画事業名	事業内容
児童・生徒登下校等安全推進事業	児童・生徒が安心して登下校できるようにするため、防犯ブザーの配布や学童通学誘導員の配置等を行います。
依知南小学校施設整備事業	老朽化が進んだ依知南小学校中央棟校舎及び西棟校舎の施設建て替え整備を行います。
緑ヶ丘小学校施設整備事業	老朽化が進んだ緑ヶ丘小学校東棟校舎及び西棟校舎の施設建て替え整備を行います。
北小学校施設整備事業	老朽化が進んだ北小学校南棟校舎の施設建て替え整備を行います。
特別教室冷暖房設備設置事業 (小・中学校)	児童・生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、小・中学校の特別教室等に冷暖房設備を設置します。
体育館冷暖房設備設置事業 (小・中学校)	児童・生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、小・中学校の体育館に冷暖房設備を設置します。
校舎・体育館改修事業(長寿命化) (小・中学校)	児童・生徒が快適な教育環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、校舎及び体育館の長寿命化(機能回復・機能向上)改修を行います。
校庭整備事業 (小・中学校)	児童・生徒が快適な屋外施設環境の中で安心して安全に学校生活を送ることができるよう、校庭の改修工事を行います。

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
児童の防犯ブザー携帯率	%	95	95	95	95	95	学務課
依知南小学校施設整備の進捗状況	—	新校舎建設着手、既存校舎改修	新校舎完成、既存校舎改修	既存校舎改修完成、仮設校舎解体	—	—	学校施設課
緑ヶ丘小学校施設整備の進捗状況	—	既存校舎解体完了、新校舎建設着手	新校舎完成、既存校舎改修	既存校舎改修完成、仮設校舎解体	—	—	学校施設課
北小学校施設整備の進捗状況	—	仮設校舎設置、既存校舎解体着手	既存校舎解体完了、新校舎建設着手・既存校舎改修	新校舎完成、既存校舎改修完成	仮設校舎解体	—	学校施設課
設置校数	校	1	—	—	—	—	学校施設課
設置校数	校	12	—	—	—	—	学校施設課
機能回復・機能向上校数	校	1	—	—	—	—	学校施設課
校庭改修校数	校	1	1	1	1	1	学校施設課

## 施策2 就学のための援助

実施計画事業名	事業内容
教材等支援事業 (小・中学校)	教材・教具消耗品や実習材料等の購入費の一部を公費で負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
要保護及び準要保護児童・生徒就学援助事業 (小・中学校)	教育の機会均等を図るため、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品等の経費の一部を支給します。
特別支援学級等就学奨励事業 (小・中学校)	教育の機会均等を図るため、特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者に、学用品等の経費の一部を支給します。

## 施策3 切れ目のない学びの環境整備

実施計画事業名	事業内容
幼保小連携推進事業	義務教育開始前後の児童が、学校生活へ円滑になじみ生涯にわたる学びや生活の基盤を育めるよう、幼稚園、保育所及び小学校の関係者が連携し組織的に支える体制づくりを図ります。
小中一貫教育推進事業	義務教育9年間を見通した教育課程の編成と指導の工夫改善のため、中学校区での研修を行います。

※表中の★印は代表指標

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
保護者負担軽減割合	%	20	20	20	20	20	教育総務課
就学援助認定者に対する援助費の支給率	%	100	100	100	100	100	学務課
特別支援学級等認定者に対する援助費の支給率	%	100	100	100	100	100	学務課

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
幼保小連携カリキュラムフォーマット作成進捗度	%	50	100	100	100	100	こども育成課
①合同研修会参加校数 ★②中学校区での取組が児童・生徒の指導・支援に効果があったと回答した学校の割合	①校 ②%	①36 ②90	①36 ②95	①36 ②100	①36 ②100	①36 ②100	教育指導課

## 施策4 共に学び育つ教育の推進

実施計画事業名	事業内容
人権教育・啓発推進事業	全ての市民の、人権に対する意識をより高めていくため、人権講座「ヒューマンカレッジ」等を開催するとともに、人権について積極的に啓発します。
インクルーシブ教育推進事業	共生社会の実現に向けて、全てのこどもが同じ場で共に学び共に育つことを目指し、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場における支援を行うため、市立小・中学校に学校教育指導員を派遣するほか、インクルーシブ支援員を配置します。
特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする児童・生徒に対する総合的な支援体制を整備するため、市立小・中学校に学校教育指導員を派遣するほか、特別支援教育介助員の配置等を行います。また、特別な支援を必要とするこどもへの適切な就学相談、就学指導を行うため、「厚木市教育支援委員会」を運営し、学校教育において、全てのこどもが生き生きと学ぶ環境づくりを推進するとともに、特別支援教育の充実を図ります。

※表中の★印は代表指標

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
人権講座参加者の人権意識高揚度	%	90.4	91.5	92.6	93.7	94.8	教育総務課
①支援を必要とする児童・生徒に対するインクルーシブ支援員の配置の割合 ★②支援を必要とする児童・生徒の個別の支援が達成できたか	%	①100 ②90	①100 ②90	①100 ②90	①100 ②90	①100 ②90	教育指導課
①支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育介助員の配置の割合 ②支援を必要とする児童・生徒の個別の支援が達成できたか	%	①100 ②90	①100 ②90	①100 ②90	①100 ②90	①100 ②90	教育指導課

## 施策5 教職員の指導力と働く環境の向上

実施計画事業名	事業内容
「厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画」の推進	令和8年3月に策定した「厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画」に基づき、教職員の負担軽減に向け取組を推進します。
教育調査研究部会運営費	教育の新たな動向や今日的な課題に対応するため、教職員等で構成する研究部会をテーマごとに設け、毎月1回程度部会を開き、課題解決に向けての調査研究や、教材・資料の作成を行います。また、各校の情報教育の担当者に対し、情報教育推進連絡会を開催します。
教育資料提供事業	学校・家庭・地域社会における教育を支援するため、児童・生徒用の教材や、研究の成果をまとめた研究紀要等を作成・提供します。また、教職員を始めとする教育関係者の実践をまとめた教育実践記録集の発行や、教育に関する資料の収集・提供を行います。
先生のための研修事業	教育に関する国・県の動向や今日的課題を踏まえた希望制研修、各学校の担当者等の専門性の向上を図るための指定研修、初任者研修、新規臨時的任用教員研修、教育研究発表会・教育講演会等を実施し、教職員の資質・指導力の向上を図ります。

※表中の★印は代表指標

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
①時間外在校等時間 月45時間超の教員の割合	%	①30	①20	①10	①0	—	教育総務課
②時間外在校等時間 年360時間超の教員の割合		②50	②35	②15	②0		
研究成果や教育情報の実用度	%	100	100	100	100	100	教育研究所
教育調査研究部会運営費と共通							教育研究所
★受講内容を実践に役立てることができるとする教職員の割合	%	100	100	100	100	100	教育研究所

## 施策6 時代に合わせた教育に向けた基盤整備

実施計画事業名	事業内容
小中学校通学区域再編成委員会運営費	市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る市の考え方や方向性を定めた「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、適正規模の範囲を上回る又は下回る学校について、通学区域の再編成を含めた学校規模等適正化の取組を推進します。
小中学校プール施設最適化推進事業	小・中学校プール施設の老朽化に対応しながら、児童・生徒により安全で質の高い水泳指導を提供するため、令和5年度策定の「市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針」に基づき、小学校の水泳授業における屋内プールの活用等を進めていきます。
特色ある学校づくり交付金（小・中学校）	市立小・中学校が、こどもたちの「生きる力」を育むことを目的に、地域との絆を大切にした特色ある学校づくりを推進し、各校の重要課題や新たな課題等への対応を図るため、各校からの申請に基づき必要な経費を交付します。
中学校部活動地域展開事業	将来にわたり、こどもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の整備を図るために、地域クラブ活動運営事務局が中心となって、関係団体との連携・調整、指導者への謝礼支払い、広報・普及啓発、安全管理などの業務を担います。
「学校教育情報化推進計画」の推進	児童・生徒一人一人の資質・能力を最大限に引き出すため、本市の学校教育情報化の推進方針と具体的な取組を定めた「厚木市学校教育情報化推進計画」に基づき、学校の教育情報化を推進します。

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づく取組の実施	—	地域計画の検討	地域計画の検討	地域計画の検討	地域計画の策定	地域計画の推進	教育総務課
屋内市民プール等を活用して水泳授業を実施した小学校数	校	6	8	10	12	12	教育総務課
①特色ある学校づくり交付金を計画に沿って活用し、特色のある学校づくりを進めることができたかの問いに肯定的な回答をした学校の割合 ②全国学力・学習状況調査の児童・生徒の質問における「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問いに対する肯定的回答のポイントが前年度と同等または上回った学校の割合	%	①100 ②70	①100 ②70	①100 ②70	①100 ②70	①100 ②70	教育指導課
①部活動の地域展開に係る推進計画に沿った事業の進捗状況 ②休日地域クラブ活動実施校数	①— ②校	①推進計画策定 ②—	①地域展開に向けたトライアル ②13	①休日地域クラブ活動実施 ②13	①休日地域クラブ活動実施 ②13	①休日地域クラブ活動実施 ②13	教育指導課
学校教育情報化推進計画に定めた「評価指標」の達成率	%	100	—	—	—	—	教育研究所



<b>基本方針</b> <b>3</b>	<b>地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実</b>
-------------------------	---------------------------------

地域全体でこどもの成長と学びを支えるため、家庭・地域・学校が連携・協働する教育体制を強化します。また、教育の出発点である家庭教育への支援を推進するとともに、誰もが学び続けられる社会教育の機会を充実させ、地域社会に根差した持続可能な教育の実現を目指します。



### 施策1 家庭教育の支援

### 施策2 家庭・地域・学校の連携・協働の推進

### 施策3 社会教育の充実



## 施策1 家庭教育の支援

実施計画事業名	事業内容
家庭教育学級交付金	教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、幼稚園保護者会、小・中学校PTA等が家庭教育学級を開設できるように支援し、交付金を交付します。
家庭教育情報提供事業	家庭教育の必要性や重要性を啓発するとともに、家庭教育に必要な情報を提供するために、乳幼児、小・中学生等の保護者などを対象に講演会等を開催します。
保護者セミナー事業	児童・生徒が学校生活を送るにあたり、心配なことや気になることがある保護者等を対象に、情報交換や交流の場を提供することにより、保護者の心の安定を図り、不登校の未然防止や不登校児童・生徒の改善を目指します。

## 施策2 家庭・地域・学校の連携・協働の推進

実施計画事業名	事業内容
コミュニティ・スクール推進事業	学校・保護者・地域が協働しながら、こどもたちの豊かな学びと健やかな成長を支えていく、学校運営協議会制度「コミュニティ・スクール（CS）」の活動を支援します。
地域学校協働活動事業	地域学校協働活動推進員を配置、また、活動を推進するための研修やフォーラムを開催します。

## 施策3 社会教育の充実

実施計画事業名	事業内容
公民館活動事業	地域の特性をいかした各種事業を開催し、地域コミュニティの充実を図るとともに、各種学級・講座を通して市民の教養の向上等を図ります。
地域子ども教室運営事業交付金	学校や公民館等を活用し、安心・安全なこどもの居場所としての地域子ども教室運営事業を実施する各小学校区運営委員会に交付金を交付します。

※表中の★印は代表指標

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
家庭教育支援事業に参加した保護者の家庭教育への有効度	%	96	96	96	96	96	市民協働推進課
家庭教育学級交付金と共通							市民協働推進課
指標なし							青少年教育相談センター

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
★学校アンケート「学校における課題や悩みを学校運営協議会で共有することが、その改善や解決につながっていると思いますか。」で「はい」と回答した学校の割合	%	97	97	97	100	100	教育総務課
地域学校協働活動の推進度	%	73	74	75	76	78	市民協働推進課

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
★学級・講座参加者の満足度	%	87	87	88	88	88	市民協働推進課
指標なし							市民協働推進課



基本方針  
**4**

## 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進

人生 100 年時代を迎え、市民が生涯を通じて学び、心豊かに暮らせる環境を整備するとともに、自己実現や地域貢献ができる多様な学びや活動の機会の充実を図ります。



### 施策 1 生涯学習の推進

### 施策 2 文化芸術の振興

### 施策 3 読書活動の推進

### 施策 4 スポーツ活動の推進



## 施策1 生涯学習の推進

実施計画事業名	事業内容
生涯学習推進計画策定事業	こどもから高齢者までのあらゆる世代が、いつまでも気軽に生涯学習に取り組むことができる環境づくりを推進するため、「第4次生涯学習推進計画」を策定します。
あつぎ協働大学開設事業	多様化・高度化している市民の生涯学習への要求に応えるため、市内5大学で締結した包括協定を活用し、大学の特色を生かした高度で専門的な知識を提供します。また、社会課題等の解決へ向け、専門家を招いた講座を実施することにより、幅広い年齢層を対象に学習機会の充実を図ります。
輝き厚木塾開設事業	市民が講師となって様々な講座を自主企画、自主運営する生涯学習スタイルの「輝き厚木塾」を、市民と行政との協働により実施します。
七沢自然ふれあいセンター自然体験（七沢自然ふれあいセンター維持管理事業）	未就学児が施設内を探検する「森のようちえん」、200mm屈折望遠鏡による天体観望会、野外炊事場でのダッチオープン料理、クラフトなどの体験学習を、自主事業として実施します。

※表中の★印は代表指標

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
計画策定取組実施状況	—	策定 作業	計画 始期	—	意向 調査	後期実 施計画 策定	生涯学習課
★あつぎ協働大学の受講者数（全体）	人	2,130	2,180	2,230	2,280	2,330	生涯学習課
輝き厚木塾の受講者数	人	1,530	1,540	1,550	1,560	1,570	生涯学習課
自主事業実施回数	回	54	54	54	54	54	生涯学習課

## 施策2 文化芸術の振興

実施計画事業名	事業内容
あつぎ郷土博物館活動推進事業	博物館活動の推進を図り、生涯学習の拠点として、ふるさと厚木の文化や歴史、自然に触れて郷土愛を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。
あつぎ郷土博物館特別展示事業	各種展示、講座の開催等を通じ生涯学習の拠点としてあつぎ郷土博物館が行ってきた歴史、民俗、生物分野に関する研究や調査の知見に基づき、展示会、講演会等を実施し、研究等の成果を市民に還元します。
市史編さん事業	本市の歴史の変遷を後世に継承するため、「厚木市史」の発刊を目指し、歴史資料の調査、収集、分類及び整理を行います。
郷土芸能事業	厚木市の誇るべき郷土芸能を後世に継承するため、児童・生徒を始め全ての市民が鑑賞できる機会を数多く設けます。また、後継者育成のため、体験教室や郷土芸能学校を開設します。

## 施策3 読書活動の推進

実施計画事業名	事業内容
未来・図書館(図書館機能)整備事業	中町2-2地区に整備される複合施設内に、市民の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点となる未来・図書館を整備します。
電子図書館事業	24時間、365日、インターネットにつながったパソコンやスマートフォン等で電子書籍を読むことができる電子図書館サービスを提供します。
読書活動へのアプローチの実施	読書活動の習慣化と読書が好きなこどもの育成を図るため、こどもの発達段階に応じた読書活動へのアプローチを実施します。

※表中の★印は代表指標

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
あつぎ郷土博物館の来館者数	人	34,000	34,050	34,100	34,150	34,200	文化魅力創造課
★あつぎ郷土博物館の講座及び展示における満足度	%	91	92	93	94	95	文化魅力創造課
市史発行数	冊	16	16	17	17	18	文化魅力創造課
郷土芸能の公演及び体験講座の参加者数	人	5,400	5,450	5,500	5,550	5,600	文化魅力創造課

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
未来・図書館（図書館機能）整備進捗状況	—	書架等製作設置	供用開始	—	—	—	中央図書館
電子書籍児童書利用者数	人	7,000	7,300	7,600	7,900	8,200	中央図書館
★出生児数に対するブックスタート参加率	%	40	45	50	50	50	中央図書館

## 施策4 スポーツ活動の推進

実施計画事業名	事業内容
市民スポーツ活動推進事業	多くの市民にスポーツに触れる機会を提供するため、ニュースポーツを体験するスポーツなじみDAYなどを開催します。
スポーツ推進事業補助金	(公財)厚木市スポーツ協会が行う生涯スポーツの普及・推進事業に要する経費に対して補助金を交付し、スポーツ人口の拡大を図ります。
あつぎスポーツアカデミー推進事業補助金	(公財)厚木市スポーツ協会が行う、あつぎスポーツアカデミー事業に補助金を交付し、将来のトップアスリートを目指すジュニアの育成や指導者の養成などを行います。
市民体力向上推進事業	幼児から高齢者までの幅広い世代の体力向上や健康増進を図るために著名人による講演会等の実施や学校法人日本体育大学との連携を通じて、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツ人口の拡大とトップアスリートの輩出を図ります。
スポーツ推進委員養成事業	地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・推進のため、地域のリーダーとしてふさわしいスポーツ推進委員の養成のための研修会などを行います。
競技団体選手強化事業交付金	競技力向上を図るため、競技団体が全国大会や県大会等に選手を派遣する際に実施する強化合宿及び強化練習会等の事業に対し、交付金を交付します。
全国大会等出場奨励事業	競技力向上を図るため、国際大会、全国大会に出場する市民に奨励金を交付します。
スポーツ合宿誘致事業補助金	本市のスポーツ施設や宿泊施設を利用するスポーツ合宿等を行う団体・個人に対して、宿泊費の一部を補助する補助金を交付します。
全国スポーツ大会等開催補助金	広く市民が観覧または参加できるスポーツ大会及びスポーツイベントを開催する団体に対し、大会等開催に伴う費用の一部を補助します。
スポーツ全国リーグ等招致補助金	スポーツの全国リーグを市内に招致した団体に対し、リーグ開催にともなう費用の一部を補助します。

※表中の★印は代表指標

事業指標		目標値					担当課
指標名	単位	R 8	R 9	R10	R11	R12	
★スポーツ行事の参加者数	人	14,200	15,200	16,200	17,200	18,200	スポーツ魅力創造課
市民スポーツ活動推進事業と共通							スポーツ魅力創造課
あつぎスポーツアカデミー参加者アンケートの総合的な満足度において「とても満足」及び「やや満足」と回答した人の割合	%	100	100	100	100	100	スポーツ魅力創造課
講師派遣事業の参加者数	人	800	800	800	800	800	スポーツ魅力創造課
スポーツ指導者養成研修等参加者数	人	1,150	1,160	1,170	1,180	1,190	スポーツ魅力創造課
全国大会出場者数	人	660	660	660	660	660	スポーツ魅力創造課
競技団体選手強化事業交付金と共通							スポーツ魅力創造課
合宿、スポーツ大会等の参加者数及びトップリーグの観戦者数	人	2,600	2,600	4,600	4,800	5,000	スポーツ魅力創造課
スポーツ合宿誘致事業補助金と共通							スポーツ魅力創造課
スポーツ合宿誘致事業補助金と共通							スポーツ魅力創造課

厚木市中学校部活動在り方検討委員会答申について

令和 7 年 11 月 6 日付けで厚木市中学校部活動在り方検討委員会に諮問した事項について、別紙のとおり答申を受けましたので、報告するものです。

1 諮問事項

- (1) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画に関する事項
- (2) その他部活動の地域展開に当たり必要な事項

2 答申日

令和 8 年 3 月 10 日 (火)

# 1 はじめに

スポーツ庁・文化庁は、令和4（2022）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、「休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めること」が示されました。さらに、文部科学省は、令和7（2025）年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめや、同年6月からの「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」での議論等を踏まえ、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～（以下「総合的なガイドライン」という。）」を策定し、「休日の地域展開については、令和13年度までの改革実行期間内に、原則、全ての部活動において地域展開の実現を目指すこと。ただし、地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい」とされました。

こうした中、厚木市中学校部活動の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）は、厚木市の中学校部活動の今後の在り方を検討するに当たり、多様な意見を聴取することを目的に、厚木市教育委員会の附属機関として令和7（2025）年9月に設置されました。

同年11月6日に厚木市教育委員会教育長から、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実することに向けて、「厚木市立中学校部活動地域展開推進計画に関する事項」及び「部活動の地域クラブ活動への展開に当たり、生徒の多様な活動機会を保障するための仕組み、持続可能な運営に必要な実施主体の在り方、指導者確保等の諸課題への対応のための必要な事項」について諮問を受けました。

委員会は、公募による市民、スポーツ関係団体及び文化関係団体の代表、市立小・中学校の児童及び生徒の保護者、学識経験者、市立中学校長、市立中学校の教員の計9人の委員で構成され、これまで5回にわたり、①学校部活動の現状と課題、②地域クラブ活動（部活動クラブ、サポートクラブ）で目指す生徒の姿及び充実方策、③指導者の質の保障・量の確保方策、④運営団体や実施主体の整備や支援方策、⑤受益者負担や保険の在り方、⑥児童・生徒や保護者等の理解促進方策等について、多様な観点から集中的に審議を行いました。なお、審議に当たっては、当事者である市立小・中学校の児童・生徒及びその保護者の方々を対象に実施したアンケート調査を基に議論を深めました。

このたび、諮問された事項について、審議結果をとりまとめましたので、ここに答申します。

この答申が、厚木市の考え方や方向性に反映され、厚木市のこどもたちが将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しめる、持続可能な環境が構築されることを期待します。

## 2 基本的な考え方

委員会では、総合的なガイドラインや、策定に至るまでの令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめ、同年6月からの「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」での議論を踏まえ、実施したアンケート調査、国の実証事業の取組の成果や課題を共有し、「当事者である生徒」を中心に置きながら、休日の部活動における地域展開について、審議を重ねました。

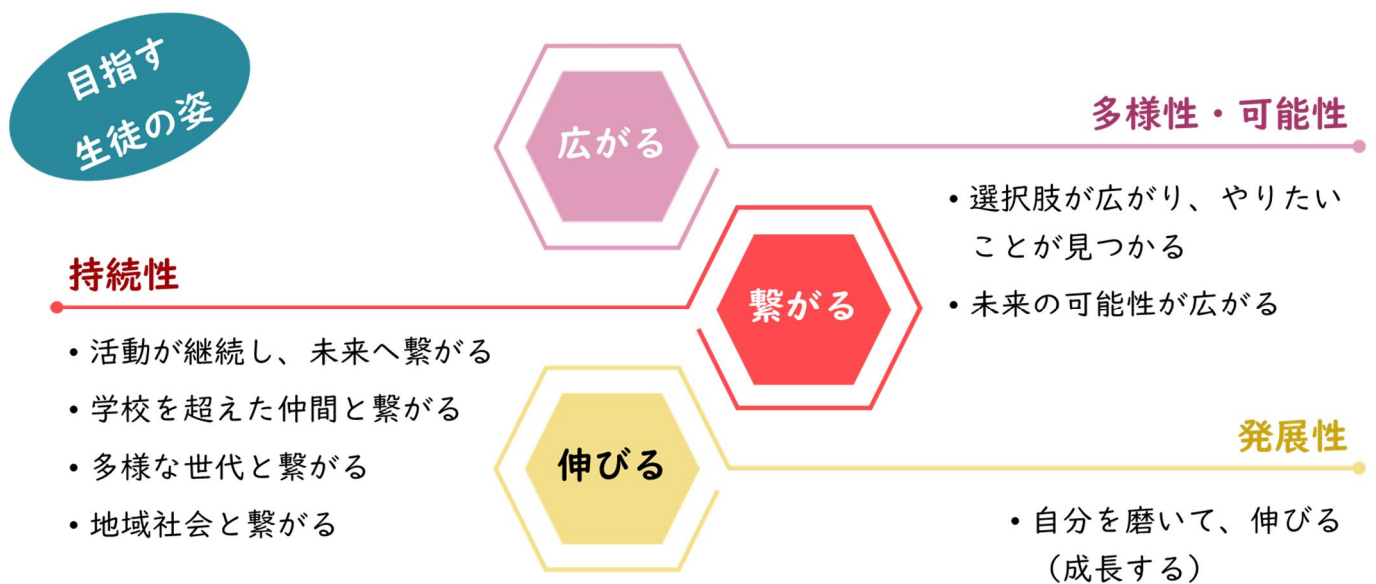
### (1) 地域クラブ活動で目指す生徒の姿

地域クラブ活動とは、中学校の部活動に代わる、中学生の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図ることを目的としたスポーツ・文化芸術活動の学びの場です。

審議するに当たっては、地域クラブ活動で目指す生徒の姿を明らかにすることが大切であると考え、次のとおり「広がる」「繋がる」「伸びる」の三つの柱で整理しました。

(図表1)

図表1 地域クラブ活動で目指す生徒の姿



### (2) 「目指す姿」を実現するために必要な整備

ア 生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、学校と地域が連携した持続可能な体制の整備

(ア) 運営団体・実施主体の整備に関すること

(イ) 活動場所の確保に関すること

(ウ) 生徒の安全・安心の確保に関すること

(エ) 活動場所への移手段の確保に関すること

イ 生徒の自主的・自発的な活動を支える指導体制の整備

(ア) 指導者の確保に関すること

(イ) 指導者の育成に関すること

### 3 地域展開の円滑な推進に当たっての課題

(1) 生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、学校と地域が連携した持続可能な体制の整備

#### ア 運営団体・実施主体の整備等

地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する必要があります。

さらに、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、指導者等の現状を把握するため、関係者の協力を得て、アンケート調査や聞き取り調査、協議等を実施し、現状をまとめ、運営団体・実施主体等の整備に活用する必要があります。

#### イ 活動場所の確保

生徒の移動距離を考慮し、自力で移動可能な範囲で活動できるよう配慮する必要があります。

そのためには、現在部活動で使用している学校施設の使用や、新たな場所として、例えば、部活動がない小学校や公民館の使用についても検討することが必要です。

さらに、学校施設では大人数での活動が困難な競技もあるため、市の保有施設の優先的な使用割当てなどの配慮も必要になります。あわせて、吹奏楽や演劇、合唱等、文化系の活動においては、休日の学校施設を使用する際の施錠管理や警備の解除など、使用方法についての検討をする必要があります。

なお、学校施設を活動場所とする場合、学校の備品と地域クラブ活動の使用する用具が混在しないよう、保管場所の検討や地域クラブ活動が学校の備品を使用する場合のルール作りについても検討する必要があります。

#### ウ 生徒の安心・安全の確保

現在、学校管理下において生徒の事故が発生した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」が適用されていますが、地域クラブ活動の際も、本制度と同等以上の補償が適用されることが必要になります。

また、指導者が安心して指導できる体制を整える必要があります、指導者自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入する必要があります。

#### エ 活動場所への移動手段の確保

保護者アンケート調査では、児童・生徒保護者ともに「活動場所への移動」に関する不安を最も多く挙げていました。「イ 活動場所の確保」でも述べたとおり、生徒が自力で活動場所へ行くことができる範囲を確保するに当たっては、自転車での移動を認める必要があります。その際は、交通安全指導の徹底や保護者への周知に加え、事故発生時の連絡体制や責任の所在、補償の対応についても事前に整理しておく必要があります。

## (2) 生徒の自主的・自発的な活動を支える指導体制の整備

### ア 指導者の確保

国は、部活動の設置・運営は法令上の義務として求められるものではなく、「教師以外が積極的に参画すべき業務」と位置付けており、休日の部活動を地域クラブ活動へと転換した場合、指導に携わる教職員の確保は年々困難になることが想定されます。

そのため、生徒の活動を維持していくには、地域の指導者や関係団体との連携を強化し、多様な人材を安定的に確保する体制づくりが必要です。その際には、部活動の教育的意義やスポーツ・文化芸術活動の役割を理解し、厚木市の地域クラブ活動の方針を十分に共有することができる団体や指導者の参画が必要です。確保に当たっては、包括協定を締結している市内5大学等と連携を図ることも有効であると考えます。

さらに、地域クラブ活動での指導を希望する教職員が兼職兼業できるような制度の整備や、指導に対する適切な対価を担保することも重要です。

これらのことを踏まえ、指導者の確保のための方策について検討し、取組を進める必要があります。

### イ 指導者の育成

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であるため、部活動と同様に、事故・暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底する必要があります。

具体的には、安全やスポーツ傷害の予防に関する知識・技能や事故防止、安全対策、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスに関すること、地域クラブ活動の教育的意義等についての研修を実施し、指導者の育成や資質向上の取組を進めていく必要があります。

## (3) 財源の確保

ガイドラインにおいて、地域クラブ活動は、「活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること」と示されています。さらに、地域クラブ活動に対し、運営等への公的支援の一つに「受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）」と示されています。

これらのことから、厚木市においては、「持続可能な実施体制を整備する」という視点を持ち、地域展開に当たっては、受益者負担や公的負担の在り方を検討する必要があり、持続的な運営構造を構築できるようにするための財源を確保する必要があります。

(4) その他

ア 厚木市の地域クラブ活動全般に関すること。

部活動と同等の活動（活動時間、回数、費用、教育的意義等）を保障し、全ての生徒に開かれた機会を確保するために、生徒のスポーツ・文化芸術に触れる場として、次の3つが考えられます。（図表2）

図表2 生徒の3つの活動の場

名称	詳細	地域 クラブ活動
部活動クラブ	既存の部活動をベースにしたクラブ	○
サポートクラブ	認定要件及び認定手続等に基づき、市が認定したクラブ	○
パートナークラブ	上記二つを除いたクラブ (競技力向上を主目的としたチーム・スクール等)	×

ガイドラインに基づき、国が定めた認定要件及び認定手続等を基本に、厚木市の実情も踏まえた認定要件及び認定手続等を定め、厚木市が地域クラブ活動の認定を行う制度を構築する必要があります。

イ 部活動クラブに関すること。

部活動クラブは、厚木市立中学校を四つのブロックにわけて、校区の枠を越えて地域クラブ活動に参加できる仕組みであり、生徒の活動の選択肢が広がることや、複数校の生徒が集まることで部員数が確保され、持続可能性の向上が期待されます。また、送迎についても移動範囲が限定されるため、保護者負担の一定の軽減が見込まれます。一方で、吹奏楽や演劇、合唱など、一定人数で一つの作品を作り上げる活動については、ブロック制が必ずしも適しているとは言えません。既に自校で人数が満たされている場合は、単独での活動を認めるなど、柔軟な措置が必要となります。

さらに、複数校で編成する場合の時期については、夏の大会やコンクール以降に中学3年が引退し、新体制になった時点で編成することが望ましいと考えます。

ウ 受益者負担に関すること。

保護者アンケート調査実施時には、地域展開の認知度が低かったため、保護者自身も判断がつかない状況が見受けられました。しかし、そのような状況であっても、保護者からは「会費等の経済的な負担」が不安であるという回答が多くありました。指導者に対する謝金は受益者が一定の負担をすることも考えられますが、これまでの部活動では受益者負担がなかったことを鑑みて、低廉な会費を設定する必要があります。

また、現在の厚木市立中学校部活動振興交付金のように保護者負担を軽減する方策や、経済的な理由で活動に参加できない生徒が生じないよう、経済的困窮家庭に対して参加費等の補助を行うなど、支援策を講じる必要があります。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と生徒が所属する中学校等との連携に関すること。

休日の部活動が地域クラブ活動になったとしても、平日においては部活動が継続しており、その指導者は、引き続き教職員等（部活動指導員含む。）が行うこととなります。複数の指導者を確保する体制を構築したとしても、指導者によって指導方針や方法に差異があれば、指導を受ける生徒に混乱が生じかねません。そのため、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図る必要があります。

また、学校と地域が連携するに当たり、教職員に過度な負担を強いることがないように配慮することが重要です。

オ 責任の所在に関すること。

地域クラブ活動における生徒同士のトラブルや事故等が発生した場合の責任の所在を明確にし、指導者及び生徒や保護者の理解を得て行うことが必要となります。

カ 関係団体等・大学・民間企業との連携に関すること。

指導者の確保・育成、活動場所、資金等の確保が大きな課題になることが想定されるため、各種の資源等を有する関係団体等、大学、民間企業の協力を得る必要があります。

キ 児童・生徒や保護者等の理解促進に関すること。

地域展開の実施時期を迎えたときに、生徒に混乱が生じないようにする必要があります。今後の取組については、進捗状況や活動体制、費用負担の在り方等について丁寧に周知・説明する必要があります。

なお、現在、厚木市では中学校選択制が導入されており、部活動等を理由に住所地に基づく指定学校以外を選択することができる制度があります。地域クラブ活動開始時に中学2年となる生徒を見据え、入学の2年前に当たる小学6年の段階から周知しておく必要があります。

## 4 おわりに

以上をもちまして、厚木市中学校部活動の今後の在り方についての答申としますが、5回の協議を重ねる中で、運営団体や実施主体の整備、指導者の確保・育成、受益者負担の在り方など解決すべき課題が多く見えてきました。

部活動の地域展開に当たっては、自治体ごとに異なる課題を抱えており、画一的な対応では持続可能な運営は困難です。自治体の実情に即した課題解決を積み重ねることが、部活動の円滑な地域展開につながると考えます。

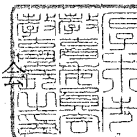
厚木市のこどもたちが、将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しめる、持続可能な環境の構築に向けて、教育委員会と市長部局が連携しながら、「厚木スタイル」の確立に向け、引き続き議論を進めていただくことを期待します。



令和7年11月6日

厚木市中学校部活動の在り方検討委員会  
委員長 小泉 綾 様

厚木市教育委員会



厚木市中学校部活動の今後の在り方について（諮問）

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実するため、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することを目指し、「厚木市立中学校部活動地域展開推進計画」の策定に関し、地域展開に向けた諸課題への対応も含め、貴検討委員会の意見を求めるため、次の事項について諮問します。

諮問事項

- (1) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画に関する事項
- (2) その他部活動の地域展開に当たり必要な事項

## 検討委員会における審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	令和7年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長の選出及び職務代理の指名について</li> <li>・会議録の公開について</li> <li>・情報共有               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国・県の動向について</li> <li>(2) 厚木市の現状について</li> <li>(3) 各種アンケート結果報告について</li> <li>(4) 全国の取組事例について</li> <li>(5) 厚木市の部活動地域展開（地域移行）の方向性について</li> <li>(6) 検討委員会の趣旨説明及び今後の進め方について</li> </ul> </li> <li>・議題               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童・保護者アンケート調査について</li> </ul> </li> </ul>
第2回	令和7年 11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問</li> <li>・議題               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童・保護者アンケート調査報告について</li> <li>(2) ブロック制地域クラブ活動の充実方策について                   <ul style="list-style-type: none"> <li>○実施種目 ○活動場所 ○活動場所までの移動</li> <li>○活動日数・活動時間 ○指導者</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
第3回	令和7年 12月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画策定方針について</li> <li>(2) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（案）について</li> </ul> </li> <li>・議題               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童・保護者アンケート調査報告について</li> <li>(2) 地域クラブ活動の在り方について                   <ul style="list-style-type: none"> <li>○指導者の確保・育成 ○運営団体、実施主体の整備等</li> <li>○現在～Phase01までの期間における取組</li> <li>○受益者負担</li> <li>○児童・生徒や保護者、教職員、地域住民等の理解促進</li> <li>○サポートクラブの周知 ○生徒の安全・安心の確保（保険）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
第4回	令和8年 1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインについて</li> <li>(2) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画策定に係る意見交換会について</li> </ul> </li> <li>・議題               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 答申書（素案）について</li> </ul> </li> </ul>
第5回	令和8年 2月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議題               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画（案）について</li> <li>(2) 答申書（案）について</li> </ul> </li> </ul>

## 厚木市中学校部活動の在り方検討委員会委員一覧

番号	氏名	選出区分	所属団体・役職名等
1	堀田 勇陽	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
2	渡邊 ゆりの	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
3	宇野 陽	規則第3条第2号 (スポーツ関係団体及び 文化関係団体の代表)	一般社団法人SCDスポーツクラブ理事長
4	佐藤 彩子	規則第3条第2号 (スポーツ関係団体及び 文化関係団体の代表)	公益財団法人厚木市文化振興財団理事長
5	畠山 繁伸	規則第3条第3号 (市立小・中学校の児童 及び生徒保護者)	厚木市立小中学校PTA連絡協議会会長
6	猿子 修司	規則第3条第3号 (市立小・中学校の児童 及び生徒保護者)	厚木市立小中学校PTA連絡協議会顧問
7	◎小泉 綾	規則第3条第4号 (学識経験者)	湘北短期大学教授
8	○八木 義之	規則第3条第5号 (市立中学校長)	厚木市立睦合東中学校長
9	平田 成就	規則第3条第6号 (市立中学校の教員)	厚木市立森の里中学校教諭

◎：委員長 ○：職務代理者

## 厚木市中学校部活動の在り方検討委員会規則

(設置)

第1条 厚木市立中学校における部活動（以下「中学校部活動」という。の在り方について検討するため、厚木市附属機関の設置に関する条例昭和32年厚木市条例第17号第2条第2項の規定に基づき、厚木市中学校部活動の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 中学校部活動の課題及び今後の在り方に関すること。
- (2) 中学校部活動の地域クラブ活動への展開に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) スポーツ関係団体及び文化関係団体の代表
- (3) 市立小・中学校の児童及び生徒保護者
- (4) 学識経験者
- (5) 市立中学校長
- (6) 市立中学校の教員

(任期)

第4条 委員の任期は、令和8年8月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育指導課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和8年8月31日限り、その効力を失う。

# 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

## 1 調査結果

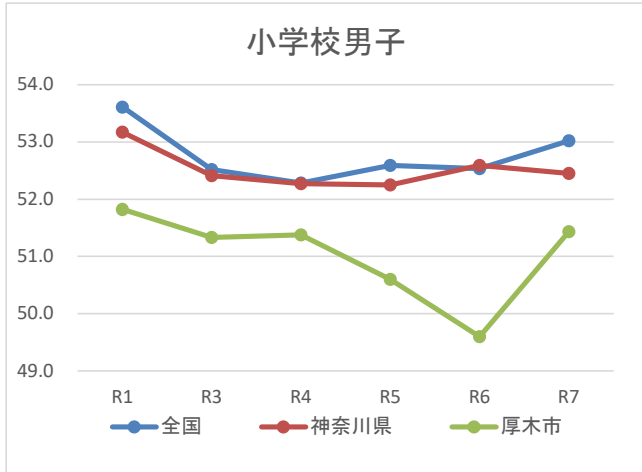
### (1) 体力・運動能力

【体力合計点 80点満点】(10点×8種目=80点)

(単位:点)

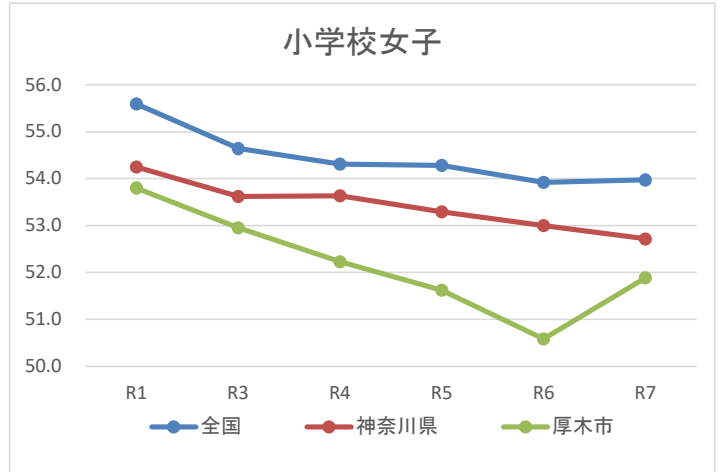
小学校男子

	R1	R3	R4	R5	R6	R7
全国	53.6	52.5	52.3	52.6	52.5	53.0
県	53.2	52.4	52.3	52.3	52.6	52.5
厚木市	51.8	51.3	51.4	50.6	49.6	51.4



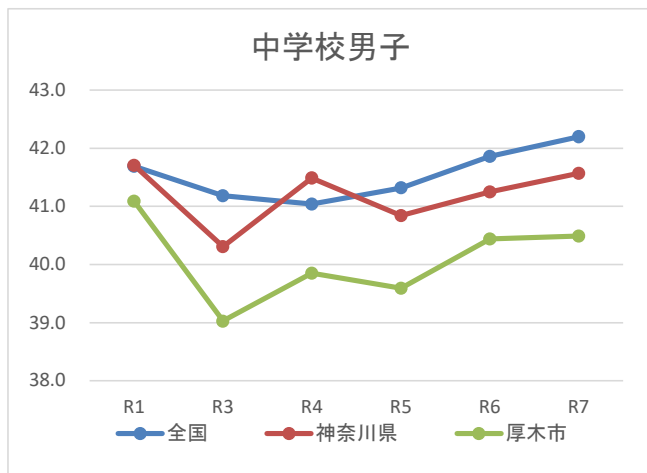
小学校女子

	R1	R3	R4	R5	R6	R7
全国	55.6	54.6	54.3	54.3	53.9	54.0
県	54.3	53.6	53.6	53.3	53.0	52.7
厚木市	53.8	53.0	52.2	51.6	50.6	51.9



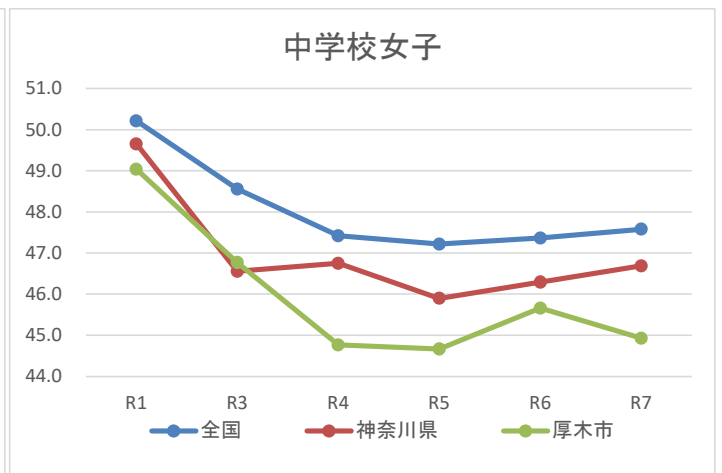
中学校男子

	R1	R3	R4	R5	R6	R7
全国	41.7	41.2	41.0	41.3	41.9	42.2
県	41.7	40.3	41.5	40.8	41.3	41.6
厚木市	41.1	39.0	39.9	39.6	40.4	40.5



中学校女子

	R1	R3	R4	R5	R6	R7
全国	50.2	48.6	47.4	47.2	47.4	47.6
県	49.7	46.6	46.8	45.9	46.3	46.7
厚木市	49.0	46.8	44.8	44.7	45.7	44.9



※R2は調査中止のためデータなし

【種目】

種目(8種類) ※中学のみシャトルランと持久走を選択できる		小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
握力(kg)	全国	16.0	15.6	29.0	23.2
	県	16.3	15.8	28.7	23.0
	厚木市	15.97【50.0】	15.41【49.5】	28.14【48.9】	22.58【48.8】
上体起こし(回)	全国	19.5	18.4	26.1	21.7
	県	19.5	18.1	26.1	21.3
	厚木市	19.0【49.3】	17.86【49.1】	25.61【49.2】	20.91【48.7】
長座体前屈(cm)	全国	33.9	38.2	45.1	47.0
	県	34.9	38.9	45.1	46.8
	厚木市	34.09【50.2】	38.48【50.3】	43.59【48.7】	46.41【49.5】
反復横跳び(点)	全国	40.9	38.7	51.6	45.7
	県	38.3	35.6	50.0	44.2
	厚木市	37.14【45.6】	35.15【45.3】	48.49【46.6】	43.17【46.7】
持久走(秒) 男子1,500m・女子1,000m ※	全国	/		409.3	309.7
	県			411.4	317.4
	厚木市			413.08【49.5】	319.62【48.1】
20mシャトルラン(回)	全国	47.9	36.9	78.8	50.6
	県	45.8	33.9	78.6	49.5
	厚木市	44.31【48.3】	31.80【46.9】	74.91【48.5】	46.68【48.0】
50m走(秒)	全国	9.46	9.77	8.00	8.97
	県	9.44	9.77	7.96	8.92
	厚木市	9.41【50.4】	9.72【50.5】	7.93【50.7】	8.93【50.5】
立ち幅跳び(cm)	全国	150.9	142.3	197.5	166.4
	県	148.5	138.6	195.1	164.0
	厚木市	146.73【48.3】	134.26【46.7】	192.59【48.5】	160.97【48.1】
(小)ソフトボール投げ(m) (中)ハンドボール投げ(m)	全国	21.1	13.1	20.7	12.4
	県	20.4	12.8	20.5	12.1
	厚木市	20.07【48.8】	12.67【49.1】	19.53【48.1】	11.45【47.7】

※中学校の持久走・シャトルラン実施状況:持久走1校、シャトルラン12校

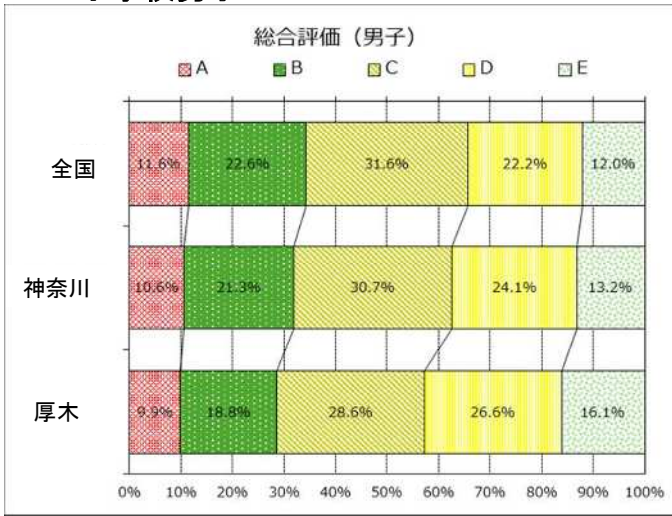
※ 【】はT得点(全体の平均値を50とし、標準偏差が10になるように修正し数値化したもの)

※   は、全国平均を上回っている項目

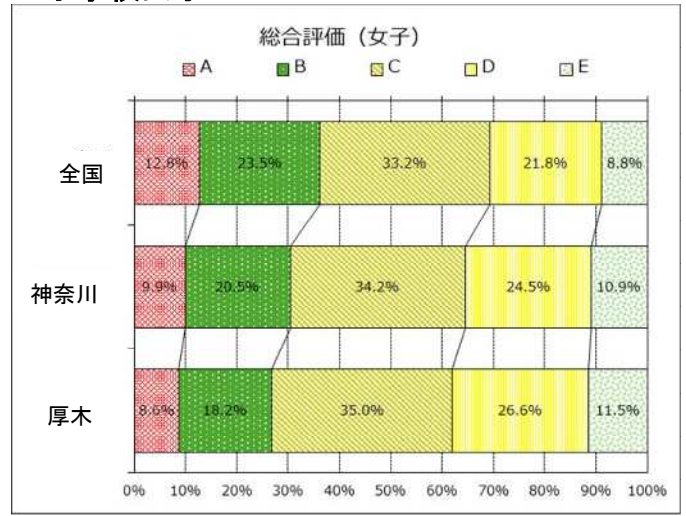
※   は、全国平均を下回り、特に課題と考える項目

## 【総合評価】

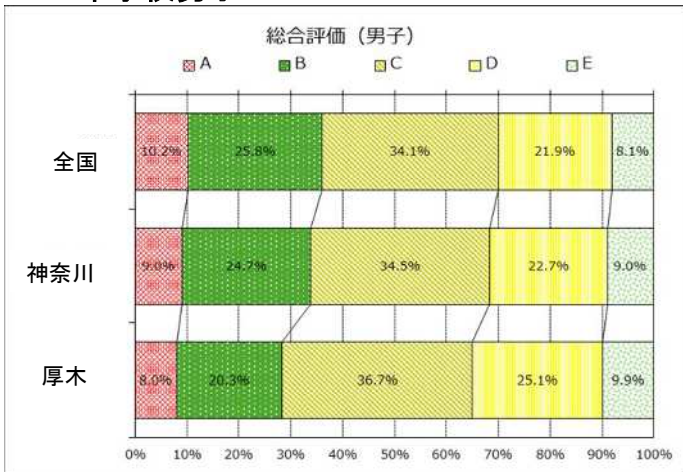
### 小学校男子



### 小学校女子



### 中学校男子



### 中学校女子



※8種目の体力テストをすべて実施した場合、体力テスト合計得点の良い方からA～Eの5段階で評定した体力の総合評価

(単位：%)

## (2) 運動習慣等

質問項目		小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
①運動が好き (好きと答えた割合)	全国	72.7	54.1	66.4	43.0
	県	72.7	54.2	66.5	42.0
	厚木市	73.1	53.7	66.0	39.5
②体育(保健体育)の授業 は楽しい (楽しいと答えた割合)	全国	73.7	56.9	56.8	38.0
	県	73.6	56.8	56.2	35.4
	厚木市	72.9	58.5	57.9	36.8
③中学校に進んだら(中学 を卒業しても)自主的に運動 する時間を持ちたい (思うと答えた割合)	全国	64.2	51.2	61.9	41.2
	県	64.9	51.5	61.8	39.2
	厚木市	65.4	49.0	59.2	37.7
④朝食を毎日食べている (毎日食べると答えた割合)	全国	82.5	80.4	81.9	74.4
	県	81.2	80.0	81.0	73.0
	厚木市	77.3	78.4	76.1	67.1
⑤毎日の睡眠時間 (8時間以上と答えた割合)	全国	71.8	73.7	38.1	28.4
	県	73.4	75.4	36.9	27.9
	厚木市	70.8	71.8	35.3	25.0
⑥平日における学習以外の スクリーンタイム (3時間以上と答えた割合)	全国	42.8	37.4	50.8	50.3
	県	45.7	41.0	54.9	54.9
	厚木市	47.6	39.3	56.8	58.8

※      は、全国平均を上回っているまたは同等程度の項目※      は、全国平均と比べ、特に課題と考える項目①どんなときに体育の授業が楽しいと感じるか。(児童・生徒質問紙)\*「楽しい」の回答  
どのようなときに授業が楽しいと感じていると思うか。(学校質問紙)\*「思う」の回答

(単位：%)

回答	児童質問紙		学校質問紙	生徒質問紙		学校質問紙
	小5男子	小5女子	小学校	中2男子	中2女子	中学校
ア、体を動かしてすっきりした気分になったとき	67.6	55.7	69.6	66.3	48.6	84.6
イ、いろんな種目を体験したとき	66.5	53.0	43.5	55.2	39.5	30.8
ウ、できなかったことができるようになったとき	83.9	81.0	95.7	75.7	70.6	92.3
エ、記録に挑戦したり、記録があがったり、競い合ったりしたとき	73.8	61.1	73.9	66.8	51.7	53.8
オ、友達と交流したり、協力できたとき	73.3	72.2	56.5	72.7	61.8	61.5

※      は、児童・生徒質問紙と学校質問紙との回答に開きがあると考えられる項目

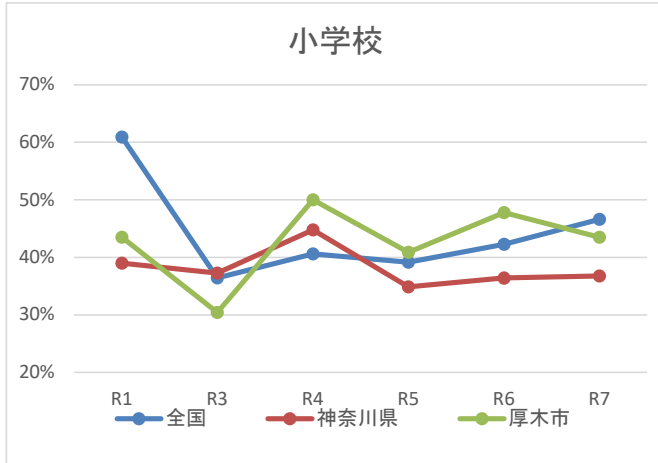
### (3)学校の取組

#### ① 体育(保健体育)の授業で児童・生徒同士が助け合い、役割を果たす活動 (いつも取り入れていると回答した割合)

(単位: %)

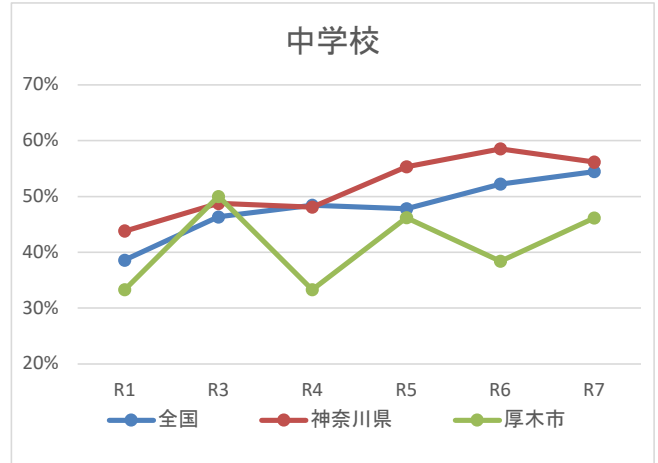
##### 小学校

	R1	R3	R4	R5	R6	R7
全国	60.9	36.5	40.6	39.2	42.3	46.6
県	39.0	37.3	44.8	34.9	36.4	36.8
厚木市	43.5	30.4	50.0	40.9	47.8	43.5



##### 中学校

	R1	R3	R4	R5	R6	R7
全国	38.6	46.3	48.4	47.8	52.2	54.5
県	43.8	48.7	48.1	55.3	58.5	56.1
厚木市	33.3	50.0	33.3	46.2	38.4	46.2

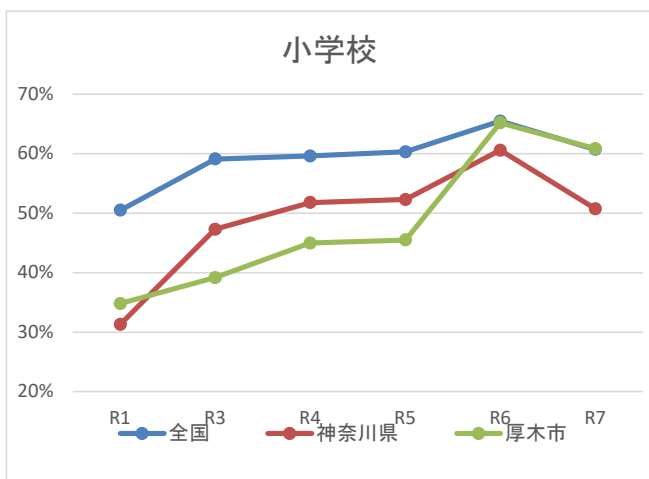


#### ② 体育(保健体育)の授業で児童・生徒同士が話し合う活動 (すべての学年で取り入れていると回答した割合)

(単位: %)

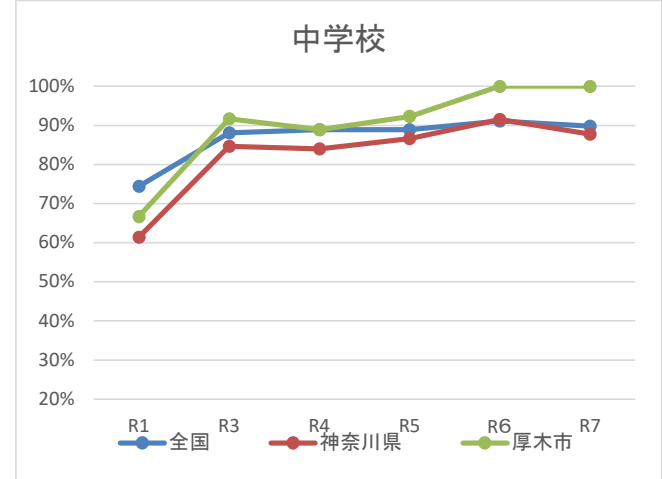
##### 小学校

	R1	R3	R4	R5	R6	R7
全国	50.5	59.1	59.6	60.3	65.5	60.7
県	31.3	47.3	51.8	52.3	60.6	50.7
厚木市	34.8	39.1	45.0	45.5	65.2	60.9



##### 中学校

	R1	R3	R4	R5	R6	R7
全国	74.4	88.1	88.9	88.9	91.1	89.9
県	61.4	84.6	84.0	86.6	91.5	87.7
厚木市	66.7	91.7	88.9	92.3	100.0	100.0



※R2は調査中止のためデータなし

③ 授業の目標を児童・生徒に示す活動(いつも取り入れていると答えた率)

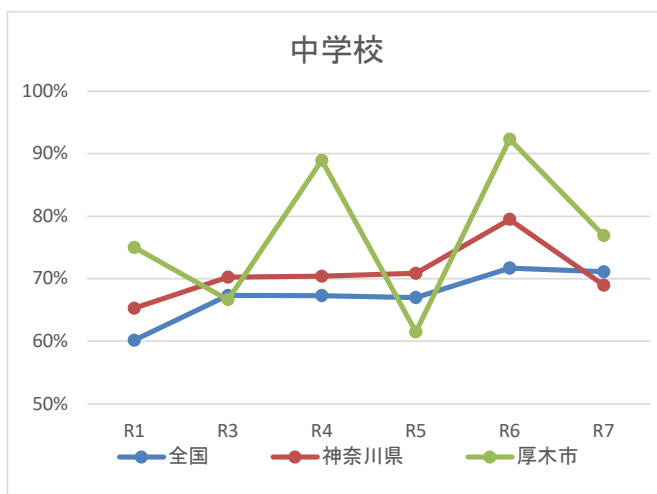
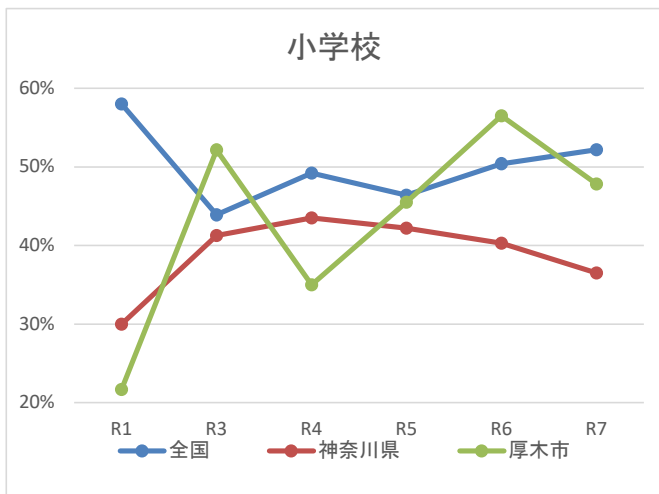
(単位:%)

小学校

	R1	R3	R4	R5	R6	R7
全国	58.0	43.9	49.2	46.4	50.4	52.2
県	30.0	41.3	43.5	42.2	40.3	36.5
厚木市	21.7	52.2	35.0	45.5	56.5	47.8

中学校

	R1	R3	R4	R5	R6	R7
全国	60.2	67.4	67.3	67.0	71.7	71.1
県	65.3	70.3	70.4	70.9	79.5	69.0
厚木市	75.0	66.7	88.9	61.5	92.3	76.9



④ 今年度から新設された質問(Q1:生徒の体力・運動能力の向上のための取組)

Q1-1 教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、必要な教育内容を組織的に配列すること

小学校

	1よく行っている	2どちらかといえば行っている	3あまり行っていない	4全く行っていない
全国	38.5	57.3	4.1	0.2
県	26.4	65.6	7.4	0.6
厚木市	39.1	60.9	0.0	0.0

中学校

	1よく行っている	2どちらかといえば行っている	3あまり行っていない	4全く行っていない
全国	37.4	57.5	4.9	0.3
県	32.1	58.3	9.6	0.0
厚木市	23.1	69.2	7.7	0.0

Q1-2.調査やデータ等に基づき、PDCAサイクルを確立すること

小学校

	1よく行っている	2どちらかといえば行っている	3あまり行っていない	4全く行っていない
全国	26.8	61.6	11.0	0.5
県	11.3	60.2	27.3	1.2
厚木市	21.7	60.9	17.4	0.0

中学校

	1よく行っている	2どちらかといえば行っている	3あまり行っていない	4全く行っていない
全国	26.2	62.0	11.1	0.7
県	15.0	64.2	17.6	3.2
厚木市	7.7	38.5	46.2	7.7

Q1-3.人的・物的資源等を、外部資源も含めて効果的に組み合わせること

小学校

	1よく行っている	2どちらかといえば行っている	3あまり行っていない	4全く行っていない
全国	26.6	54.2	17.5	1.6
県	13.9	57.3	26.7	2.1
厚木市	39.1	43.5	17.4	0.0

中学校

	1よく行っている	2どちらかといえば行っている	3あまり行っていない	4全く行っていない
全国	20.6	52.2	24.7	2.4
県	11.2	49.2	36.4	3.2
厚木市	7.7	38.5	46.2	7.7

※   は、全国平均を上回っているまたは同等項目  
 ※   は、全国平均を下回り、課題と考える項目

## 2 今年度の成果と今後の課題について

教育委員会では、令和4年度から引き続き、令和7年度も各学校の結果を中学校区ごとにまとめた資料や全国・県・厚木市の平均を示した掲示物、各種目のポイントを示した掲示物等を作成し、中学校区単位での検討や授業においての目標設定に活用できるよう発信しました。また、GIGAスクール端末を活用し、教員向けにクラスルームを立ち上げ、各種目で有効に活用できる補助運動などの例や、体カテストの経年変化を記録できるソフトをクラウド内に提示しました。

今年度、厚木市の体カ合計点の数値が「小学校男子」「小学校女子」「中学校男子」において、昨年度の値を回っており、特に50m走では小・中ともに全国平均の値を上回っております。コロナ禍での外出自粛や行事中止等で低下した児童生徒の体力は、運動機会の確保や生活習慣の改善が進んだことで、徐々に戻りつつあると考えます。

今後の課題としては、実態を踏まえた授業改善、生活習慣、学校全体で取り組む意識の醸成の改善の3点であると考えております。

実態を踏まえた授業改善に関しては、「どんなときに体育の授業が楽しいと感じるか。」という質問に対し、児童・生徒・学校のすべてにおいて「できなかったことができるようになったとき。」という回答率が最も高く、できる喜びを味わえるような授業づくりは、重要であると考えております。一方で、「友達と交流したり、協力できたとき。」に楽しいと感じているという割合に関しては、児童・生徒の意識と学校の意識の間に開きがあると考えます。今後は、児童・生徒同士が助け合い、役割を果たす活動や、児童・生徒同士が話し合うを授業に取り入れていく意識を高めることが必要であると考えます。

生活習慣の改善に関しては、「朝食の喫食率」「毎日の睡眠時間」については全国より低く、「平日のスクリーンタイム」は全国を上回っているといった課題が見られますが、それらの改善に向けては、家庭の理解と協力を得ることが重要と考えます。そのためには、全国学力・学習状況調査の結果やその分析を経た課題等について、学校から家庭にも情報を伝えているように、本調査の結果についても、家庭に向けて発信することで、課題意識を家庭と学校が共有するなどの取組が必要だと考えます。

学校全体で取り組む意識の醸成に関しては、今年度から新設された質問にあるように、体力・運動能力の向上のための取組に向けて、組織的・計画的に取り組むことで一人一人の意識を高めることができると考えます。小・中学校共に、生活習慣の改善も含め、生涯にわたる健康の保持増進や、豊かなスポーツライフの実現を目指し、全職員が様々な場面で意識し取り組んでいくことが重要であると考えます。

## 参考資料

「体育・保健体育の授業に関する教材・教具及び資料等の提供」について  
 Google Classroom「体育ルーム・保健体育ルーム」に掲載

●小学校

クラスコード 「l l h y b 7 c」(エル・エル・アイ・エイチ・ワイ・ビー・7・シー)

●中学校

クラスコード 「d 3 g u 7 g 3」(ディー・3・ジー・ユー・7・ジー・3)

<参考①>

新体カテスト 記録カード 小1～小6  
 神奈川県教育委員会HP参照（一部抜粋）



～ 新体カテストを終えて ～

☆自分の記録をレーダーチャートに記入して、自分の体力のバランスについて見てみよう！  
※ 満点表はホームページにあります。

【参考】令和6年度 神奈川県5年生の新体カテスト平均値（令和6年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査結果より）

項目	男子					女子				
	握力	ソフトボール投げ	立ち幅とび	50m走	20mシャトルラン	握力	ソフトボール投げ	立ち幅とび	50m走	20mシャトルラン
記録	16kg	19.0m	38cm	38秒	45回	14.4kg	18.0m	34cm	34秒	21回
達成	6	7	7	7	6	6	6	6	6	6

※ 記録は、小1第1回（50m走は小1第2回）を記録入力しています。達成は、記録を入力後の記録のものを示しています。

☆新体カテストを終えて…（これからの生活でがんばろうとおもふこと、レーダーチャートを見て など）

【新体カテストに向けた数値に協力してくださった方（保護者の方、こまごまたい・お友達・先生など）】  
 ☆これからの生活に向けて、アドバイスやエールをお願いします！

編纂・発行  
 神奈川県教育委員会保健体育課  
 電話 046-210-8312

神奈川県  
 教育委員会保健体育課

5年生用

# 新体カテスト 記録カード

～ 新体カテストで自分の全力を発揮しよう ～

\*\*\* 児童のみなさん・保護者のみなさまへ \*\*\*

新体カテストは、子どもたちの健康や発育・発達について知るための体力を測る大切なテストです。自分の体力を正しく測るためには、新体カテストで全力を発揮することが大切です。各項目の行いや力の出し方のコツを知っておきましょう。

この記録カードでは、新体カテスト当日までに知ってほしいことや、取り組むとよいことも紹介しています。自分や保護者の方と一緒に、記録の目標を決めたり当日まで練習をしたりして、自分の力を全力で発揮できるよう楽しく取り組んでください。

\_\_\_\_ 小学校の新体カテストは \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日(から)です  
※ 学校によって、数日前で実施する場合があります。

5年 組 名前 \_\_\_\_\_

<参考②>

新体力テストの測定のポイントを示した「ポイントカード」(一部抜粋)  
 神奈川県教育委員会HP参照 (一部抜粋)



## 握力

【全国(令和5年度)・神奈川県(令和6年度)の平均値】

		全 国	県 内
男 子	1年	24.3 kg	23.7 kg
	2年	30.2 kg	29.0 kg
	3年	34.8 kg	33.3 kg
女 子	1年	21.9 kg	21.1 kg
	2年	23.9 kg	23.0 kg
	3年	25.2 kg	24.0 kg

1 握力 (①/4)

## 自己目標を立てよう

点数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
男 子	17	18	23	28	33	38	43	47	51	56
	kg 以下	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上
女 子	13	14	17	20	23	25	28	30	33	36
	kg 以下	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上	kg 以上

※ 12歳から19歳対象の得点表です。

1 握力 (④/4)

## じょうたいお 上体起こし

「上体起こし」は、長い間筋肉を使う力を測定します。  
 30秒間休まずに続けて、できるだけ多く  
 行うことで、全力を発揮しましょう!!

1回測定

2 上体起こし (①/6)

## じょうたいお へいきんち 上体起こしの平均値

【全国(令和5年度)・神奈川県(令和6年度)の平均値】

	男 子		女 子	
	全 国	神 奈 川 県	全 国	神 奈 川 県
1年生	11回	11回	11回	11回
2年生	14回	14回	14回	13回
3年生	16回	16回	15回	15回
4年生	18回	18回	17回	17回
5年生	20回	19回	19回	18回
6年生	22回	21回	20回	19回

※ 平均値は、小人数一位も加算して求めています。

2 上体起こし (②/6)

<参考③>厚木市平均記録 (一部抜粋)

・令和8年度に学校へ発出し、児童・生徒へ示すことで目標設定の参考とする。

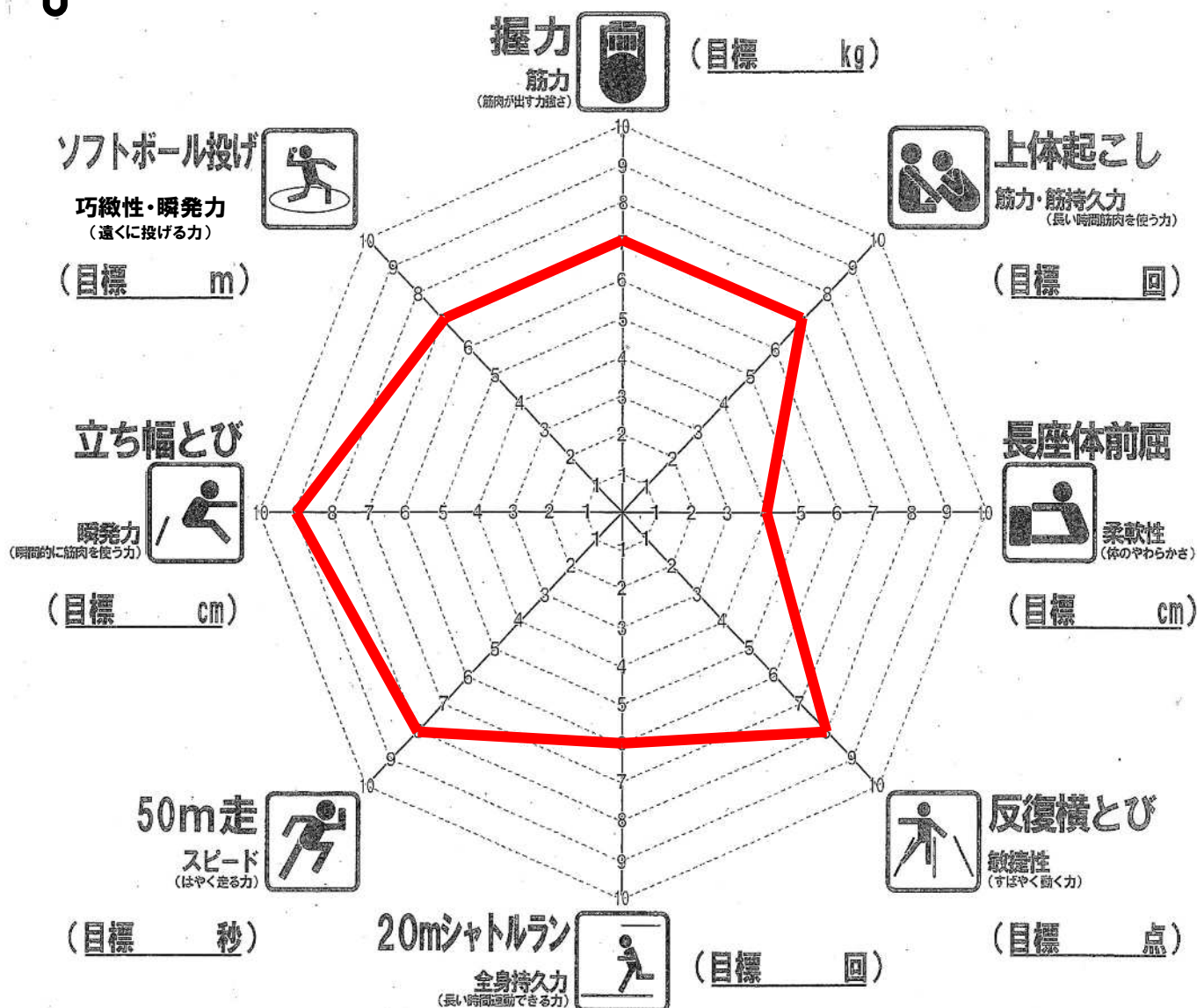
## 令和7年度 5年男子厚木市平均記録

種目	記録	種目	記録
握力	16.0Kg	50m走	9.4秒
上体起こし	19回	立ち幅跳び	146.7cm
長座体前屈	34.1cm	ソフトボール投げ	20.1m
反復横跳び	37.1点	体力合計点	51.4点
シャトルラン	44.3回		

## 令和7年度 2年女子厚木市平均記録

種目	記録	種目	記録
握力	22.6Kg	シャトルラン	46.7回
上体起こし	20.9回	50m走	8.9秒
長座体前屈	46.4cm	立ち幅跳び	161cm
反復横跳び	43.2点	ハンドボール投げ	11.5m
持久走	319.6秒	体力合計点	44.9点

# 自分の体を知り、バランスよく体力を高めよう!!



項目	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
体力の要素	筋力	筋力 筋持久力	柔軟性	敏捷性	全身持久力	スピード	瞬発力	巧緻性 瞬発力
記録	29 kg	21 回	35 cm	49 点	51 回	8.1 秒	207 cm	17 m
得点	7	7	4	8	6	8	9	7

## 児童・生徒が主体的に取り組むための手立て…第1段階

- Step1 記録を入力する。→ 得点及びレーダーチャートを記入する。
- Step2 レーダーチャートを基に自分の体力の特徴を分析する。  
1年後の目標を設定する。
- Step3 バランスよく体力要素を高めるための運動を運動例から選び、取り組む。
- Step4 年度末に各項目を実施し、1年間の取組を振り返る。

## 令和7年度こどもアート展について

### 1 趣旨

厚木市のこどもたちが制作した作品を展示し、優れた作品に賞を授与することにより、こどもたちに創造と鑑賞の喜びを広め、制作する意欲や自分の思いを表現する能力の向上を図ることを目的として昭和59年度から実施し、今年で40回目の開催となりました。(令和2・3年度は中止)

また、友好都市のこどもたちの作品を併せて展示し、芸術を通じた交流を図っています。

### 2 募集期間及び応募数

(1) 募集期間 令和7年12月4日(木)～令和8年1月14日(水)

(2) 学校推薦及び個人応募数

ア 学校推薦作品

厚木市内小・中学校及び市内在住の児童・生徒が通学する特別支援学校が令和7年4月から12月までに教育活動で創作した作品を推薦

イ 個人応募作品

厚木市在住で市外の小・中学校(学校推薦対象校以外)に通学している児童・生徒が令和7年4月から12月までに個人で創作した応募作品

	絵画	立体	合計
市立小学校 1年～3年	81点	3点	84点
市立小学校 4年～6年	92点	7点	99点
市立中学校	42点	30点	72点
神奈川県立伊勢原支援学校	0点	5点	5点
神奈川県立えびな支援学校	5点	0点	5点
七沢希望の丘初等学校	2点	3点	5点
個人応募	0点	0点	0点
合計	222点	48点	270点

### 3 審査会及び受賞者の決定

(1) 開催日 令和8年2月5日(木)

(2) 出席者 厚木市こどもアート展審査会委員 4人

(3) 賞(小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学校の部)

最優秀賞 3点(各部門1点)

優秀賞 6点(各部門2点)

優良賞 21点(各部門7点)

入選 上記の賞を除く作品

#### 4 授賞式 (降雪のため中止)

- (1) 日時 令和8年2月8日(日) 午後2時
- (2) 場所 あつぎ市民交流プラザ ミュージックルーム2

#### 5 展示会

- (1) 期間 令和8年2月7日(土)～2月9日(月)  
午前10時～午後5時
- (2) 場所 あつぎ市民交流プラザ アートギャラリー

#### 6 友好都市作品の展示

横手市、網走市、糸満市、軍浦市(韓国)のこどもたちの作品  
計49点

# 令和7年度こどもアート展受賞者

No.	賞	部門(学年別)	作品名	氏名	ふりがな	学校名	学年	種別
1	最優秀賞	小学校 低学年の部	たまごはどこ?!	浅岡 紡玖	あさおか つむぐ	清水小学校	2	絵画
2		小学校 高学年の部	ヌーとライオン	インリオ アヤ	いんそりお あやな	高尾小学校	4	絵画
3		中学校の部	相利共生	押尾 奈南	おしお ななみ	東名中学校	2	絵画
4	優秀賞	小学校 低学年の部	おばけの公園	鈴木 颯介	すずき そうすけ	厚木第二小学校	2	絵画
5			ももいろのかいにあえたやどかりぼうや	加藤 結莉	かとう ゆうり	毛利台小学校	3	絵画
6		小学校 高学年の部	子ねこの目線で	須藤 日菜子	すどう ひなこ	三田小学校	5	絵画
7			三本のしっぽのきつね	沼尾 和泉	ぬまお いずみ	七沢希望の丘初等学校	4	絵画
8		中学校の部	イラスト	清水 智佳	しみず ちか	厚木中学校	3	絵画
9			空へ	加藤 晴斗	かとう はると	南毛利中学校	3	絵画
10		優良賞	小学校 低学年の部	かっこいいぜ!!	テハダ リバス アビエル	てはだ りばす あびえる	清水小学校	1
11	私のユメはフルーツ農家			伊藤 環	いとう たまき	愛甲小学校	3	絵画
12	にじとともだち			佐藤 朋弥	さとう ともや	飯山小学校	1	絵画
13	にじむアパート			和地 篤人	わち あつと	飯山小学校	3	絵画
14	にじいろの魚がうろこをあげるところ			井上 未悠	いのうえ みゆ	依知小学校	2	絵画
15	天才のたことにじうお			奥寺 千晶	おくでら ちあき	戸田小学校	2	絵画
16	馬と人			西村 伊織	にしむら いおり	七沢希望の丘初等学校	3	立体
17	小学校 高学年の部			銀河鉄道と星たち	藤枝 摩珠	ふじえだ まみ	依知南小学校	6
18			ウィンクするライオン	田島 穂乃花	たじま ほのか	荻野小学校	5	立体
19			ワニがひそむ川	森 さとい	もり さとい	清水小学校	4	絵画
20			紳士のとりあい	黄金井 郁美	こがねい いくみ	玉川小学校	6	絵画
21			感情は大事	松本 千晴	まつもと ちはる	南毛利小学校	5	絵画
22			0系 こだま	高瀬 裕規	たかせ ゆうき	上荻野小学校	5	絵画
23			崖に生える松	大橋 理一	おおはし りいち	飯山小学校	6	絵画
24			中学校の部	イラスト	尾関 莉乃	おぜき りの	厚木中学校	3
25	記憶の本			蕨岡 真帆	わらびおか まほ	荻野中学校	3	立体
26	爆弾			勝俣 海鈴	かつまた まりん	玉川中学校	2	絵画
27	季節と花を咲かせて			崎田 仁愛奈	さきた にいな	林中学校	2	絵画
28	豊かな自然			鈴木 湊也	すずき そうや	林中学校	2	絵画
29	思い出と〇〇			平川 凜	ひらかわ りん	藤塚中学校	3	立体
30	SPACE→SPACE 小さな穴から覗いた世界は			松木 優花	まつき ゆうか	睦台東中学校	3	立体

**報告事項 6 については、  
非公開案件となります。**

# I 教育指導の重点

今日、児童・生徒を取り巻く社会環境の変化は身近な生活も含めてあらゆる領域に及んでおり、生産年齢人口の減少や、グローバル化の進展、人工知能（AI）を始めとした技術革新等により、社会構造や雇用環境が加速度的に変化中、こどもたちはよりよい社会の創り手として歩みを進めていくこととなる。

そのような未来に生きるこどもたちの育成について、その教育の在り方・進め方についても、大きな変革・新たな対応が求められている。

学習指導要領の前文においては、これからの学校教育の在り方について、次のように示されている。

「これからの学校には、こうした（教育基本法第1条及び第2条に示す）教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」

また、中央教育審議会の答申（令和3年1月）では、日本の学校教育がこれまで担ってきた、「学習機会と学力の保障」、「全人的な発達・成長の保障」、「身体的、精神的な健康の保障」といった役割を継承しつつ、学習指導要領を着実に実施する中で、GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境を活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、義務教育9年間を通じた系統性・連続性のある教育課程及び指導体制の下、決して誰一人取り残さず、全ての児童・生徒の資質・能力を育成するといった「令和の日本型学校教育」の実現に向けた改革を推進していくことが示されている。

さらに令和5年6月に閣議決定された「教育振興基本計画（第4期）」では、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプト（総合的な基本方針）として、「持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイング<sup>\*</sup>の向上」が掲げられている。

学校には、このような新しい時代の学校教育が目指すべき姿を踏まえた上で、教育活動全般において、主体的な創意工夫による特色ある教育活動を積み重ね、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することにより、児童・生徒に、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養といった、資質・能力の育成を重視した教育を展開することが求められている。

また、資質・能力の確実な育成に向けては、学習指導要領には「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であり、児童・生徒が、「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「児童・生徒一人一人の発達をどのように支援するか」、

「何が身に付いたか」、「実践するために何が必要か」の視点から、教育課程に基づく日々の教育活動を展開することが示されている。

教職員は、そのような「学校教育の担う重要な役割」を改めて自覚し、児童・生徒が未来の社会を切り拓き、たくましくしなやかに生き抜くための資質・能力の育成に努めなければならない。

厚木市教育委員会では、少子化の進行や、ICTやAIなど新たな技術の広がりなど、社会構造が大きく変化する時代を見通すとともに、学習指導要領等の示す内容も踏まえ、本年度より第3次教育振興基本計画を策定し、「未来を創る人づくり」を基本理念とし、自ら未来を切り開いていく「挑む力」、多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」、新たな価値とよりよい社会を創り出す「築く力」を身に付けた人材の育成に向け、「児童・生徒に必要な資質・能力の育成」「安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備」「地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実」「生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進」の4つの基本方針を定めた。

また、国は、次期学習指導要領に向けて、①「主体的・対話的で深い学び」の実装 (Excellence) ②多様性の包摂 (Equity) ③実現可能性の確保 (Feasibility) を基盤に、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を育むことを基本的な考え方として示している。

このことを踏まえ、各学校においては、インクルーシブ教育の理念の下、教育活動全体においてESDの視点を持った学校教育目標を設定し、その実現に向けて教科等横断的な取組や柔軟な教育課程編成、デジタル学習基盤の活用や質の高い探究的な学びなど、様々な角度から多様な子どもたちの深い学びをより確かなものにしていくことで、将来、持続可能な社会の創り手として活躍できる児童・生徒の育成を進めることとし、令和8年度、次に掲げる12項目を学校教育における教育指導の重点として、未来を創る人づくりを推進していく。

※「主体的・対話的で深い学び」とは

主体的な学び：見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次の課題設定につなげられること。

対話的な学び：児童・生徒同士の協働や、他者との対話等を通して、自己の考えを広げ深める思考の深化・拡充ができること。

深い学び：各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、より深く理解したり、考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること。

# 1 学校経営・運営の充実

- (1) コミュニティ・スクールの機能を生かし、家庭及び地域社会と協働し、安心・安全で社会に開かれた学校、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりに努める。
- (2) 校長の経営方針の下、教育目標の実現に向けて児童・生徒や地域の実態を踏まえ、学校の特色を生かした教育課程を編成・実施・評価し、実現可能性の確保をしたうえで改善を図るカリキュラム・マネジメントの確立に努める。
- (3) 学校の教育課題を明確にするとともに、多様性を包摂する学校教育の実現に向け、学校・学年・学級経営等が効果的に機能し、新たな課題にも対応できるよう、教職員による組織的な指導体制づくりを進め、全教育活動を通してその解決に努める。
- (4) インクルーシブ教育の理念に基づき、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、ニーズに応じた指導・支援ができる多様で柔軟な教育環境を整備し、誰一人取り残すことなく共に学び共に育つ場において、多様な学びができるよう、個に応じた柔軟な指導の充実を図るとともに、互いを尊重し合う人間関係づくりに努める。
- (5) 指導の形態について、個別指導や少人数指導、グループ別指導等、学習集団の大きさの工夫や、習熟度に応じた指導、GIGAスクール端末を効果的に活用した指導、指導する教職員の得意分野をいかした指導など、柔軟な工夫・改善を図り、全ての児童・生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現に努める。
- (6) 「出退勤管理システム」を活用し、教職員の働き方改革を推進するとともに、学校経営の成果と課題に役立てるよう努める。

## ○令和8年度取組の重点「インクルーシブ教育の充実」

近年、各学校においては、個別の教育的ニーズに応じた支援の場が多様になり、様々な機能を持つものとなっています。そこで「共に学ぶための支援機能」の考え方を整理するため、「みんなの教室システム」を改訂しました。

「みんなの教室システム」とは、通常の学級にすべての児童・生徒が所属し、多様なこどもたちが共に学び共に育つことを前提として考えており、その中で、個別での困り感に対して支援を必要とするこどもたちが、共に学ぶための支援機能であるリソースルームを使って力を蓄えて通常の学級に戻るというシステムです。

また、支援を必要とするこどもたちが、様々な場面で受けた支援内容については、その場だけの成果にとどめず、所属する通常の学級での支援継続に生かすことができるよう、連携を図ることが大切であると考えています。

このような考えから、今年度から一人一人の教育的ニーズに適切に対応し、個に応じた支援をさらに充実させるために、インクルーシブ支援員を全ての学校に配置し、通常の学級やリソースルームにおいて個に応じた支援にあたります。

また、学校における個に応じた支援やリソースルームにおける取組の実態等を確認し、専門的な立場から運営上の相談や助言を行うインクルーシブ教育推進指導員を配置します。

以上のような仕組みを活用していただき、学校においては、「厚木市インクルーシブ教育指標※」を基に、学校づくり、学級づくり、授業づくりの三つの視点から、現在の取組を振り返り、一層の充実を図るようお願いします。

※「厚木市インクルーシブ教育指標」参照

## 2 児童・生徒支援の充実

- (1) 児童・生徒が社会的資質・能力を獲得し、それらを適切に活用して自己実現を図りながら自己の幸福と社会の発展を追求していけるよう、全ての教育活動の中で意図的・計画的・組織的な指導・支援を行う。
- (2) 全ての教職員が、「誰一人取り残すことなく共に学び共に育つ」理念と児童・生徒の実態や背景等について丁寧に理解する意識を共有し、学校としての指導・支援体制を築くとともに、家庭や地域社会、関係諸機関及び小・中学校間等における連携・協力を密にしながら取組を進める。
- (3) 児童・生徒の困っていることに敏感に気付き、共感的理解と受容の姿勢で寄り添い、その実態を多面的に把握した上で、児童・生徒が自ら将来の自立に向かう力を身に付けることができるよう、一人一人に応じた適切な指導・支援を組織的に進める。
- (4) 児童・生徒一人一人が自己有用感や自己肯定感を高めることができるよう、分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業づくり、自他を大切にし、互いを認め合える環境づくりなどの視点を持って、指導方法の工夫改善に努める。
- (5) 児童・生徒の個性の伸長を図り、社会的資質・能力を高めていくためには、児童・生徒が主体的に協働することが必要不可欠であることを十分認識し、授業はもとより、様々な形態や場面での交流活動を意図的・計画的に取り入れるなど、全ての児童・生徒が活躍し、互いを認め合える場の設定に努める。
- (6) 生活や学習において様々な課題を抱え、配慮を必要とする児童・生徒については、教育相談コーディネーターを中心とした協働体制の下、保護者や関係諸機関等と連携して教育支援計画<sup>※</sup>等を作成し、個に応じたきめ細かな指導・支援に努める。また、その際には、ICTの活用などを含めた効果的な支援や指導方法の工夫改善に努める。

〔※教育支援計画

厚木市版の教育支援計画で、支援が必要な児童・生徒に対して作成するもの

- (7) 不登校児童・生徒の支援については、校内の別室等を活用した「校内教育支援センター」の運営を充実するとともに、自宅でのGIGAスクール端末を活用した学習活動等、社会的な自立に向けて一人一人の状況に応じた段階的な支援を促進し、多様で適切な教育機会の確保に努める。
- (8) 特別支援教育<sup>※</sup>については、全ての教職員が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、特別支援学級の担任を中心に、児童・生徒一人一人の特性等に応じた指導や支援を組織的かつ効果的に行うよう努める。また、日頃から複数の教職

員の視点で児童・生徒の実態や教育的ニーズを把握し、早期に適切な指導や支援につなぐことを意識する。

※特別支援教育

障がいのある児童・生徒が、それぞれのニーズに応じた適切な教育を受けられるようにするための教育のこと。特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育支援計画及び個別の指導計画については、医療や福祉等の関係機関との連携について、家庭と十分に相談し、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れ、長期的な視点で作成することが求められる。

### 3 学習指導の充実

- (1) 「何ができるようになるか」の視点から、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。）において、「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」の三つの柱で整理された目標を踏まえ、身に付けた知識・技能を他の学習や生活の場面で活用できるよう、授業改善に努める。
- (2) 「何を学ぶか」の視点から、小・中学校9年間の一貫性のある教育課程を実施し、新しい時代に必要となる資質・能力を児童・生徒に確実に育成できるように努める。その際には、学校教育法施行規則（第51条別表第1及び第73条別表第2）に示す必要な授業時数を確保するとともに、「縦」のつながり（学年間・学校段階間）と「横」のつながり（学級間・教科等間）を意識した教育課程の編成と学習指導の充実を図る。
- (3) 「どのように学ぶか」の視点から、各教科等の指導においては、「主体的・対話的で深い学び」の実装により実現される質の高い教育に向けての授業改善に努める。
- (4) 「児童・生徒一人一人の発達をどのように支援するか」の視点から、インクルーシブ教育の推進に当たり、特別な配慮を必要とする児童・生徒はもとより、全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業の充実に向け、ユニバーサルデザインの視点を持ち、指導内容・方法・形態等の工夫改善を図る。
- (5) 「何が身に付いたか」の視点から、各教科等の評価については、児童・生徒に「どういった力が身に付いたか」を見取るために、単元（題材）の目標と評価規準を設定し、それらに準拠した評価方法及び指導との一体化を図る。



## 4 人権教育の充実

- (1) 人間尊重の精神を基盤として、全ての教育活動を通して、児童・生徒の発達の段階に応じた人権教育の充実を図り、あらゆる立場の人がお互いにかけてあげられない人として尊重し合い、多様性を認め合える児童・生徒の育成に努める。
- (2) 全教職員が積極的に自らの人権感覚を磨き、児童・生徒理解を深める中で、豊かな感性を育み、思いやりと連帯感に満ちた集団づくりに努める。

## 5 インクルーシブ教育の充実

- (1) 共生社会の実現に向けて、障がいの有無や国籍、性別などにかかわらず、誰一人取り残すことなく、すべての児童・生徒が同じ場で共に学び、共に育つことを目指すインクルーシブ教育を推進する。
- (2) 家庭・地域・学校が連携し、児童・生徒を支える体制づくりを行い、安心した学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 支援を必要とする児童・生徒が必要な時に適切な指導・支援を受けられる、多様で柔軟な支援体制を整備し、すべての児童・生徒が安心して学ぶことのできる学校づくり、学級づくり、授業づくりを行うよう努める。
- (4) すべての教職員が連携・協働し、すべての児童・生徒を育てるという共通意識を持って校内の支援体制を整備し、共通理解を図っていくことができるようにする。

## 6 道徳教育の充実

- (1) 道徳教育は、児童・生徒一人一人に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、家庭・地域・学校が連携して進めるものであることを踏まえ、学校は、育成を目指す児童・生徒の姿などについて、日頃から家庭及び地域社会と理解を共有するよう努める。
- (2) 学校における道徳教育は、道徳的判断力、道徳的心情や道徳的実践意欲と態度の育成を目指し、各学校の全体計画を基に、道徳科（年間35単位時間）を要として、教科等横断的な視点を持ちながら、全ての教育活動を通じて行うものであり、児童・生徒の発達段階や実態に応じた適切な指導を、全教職員の協働で行うよう努める。
- (3) 特別活動における学級や学校生活での集団活動及び体験的な活動は、日常生活における道徳的な実践の指導を行う機会として、道徳教育において大きな役割を果たすものであるため、特別活動と道徳教育の関連を意識することにより、双方の取組における学習効果を相乗的に高める工夫を図る。

## 7 キャリア教育の充実

- (1) 児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としたキャリア教育の充実を図る。
- (2) 小・中・高等学校の各学校段階における児童・生徒のキャリア形成をつなぐ視点から「キャリア・パスポート」を効果的に活用し、小・中学校9年間の教育活動全体を通じたキャリア教育の推進に努める。
- (3) 職場見学や職場体験、職業講話などのキャリア教育における体験的な学習を効果的に展開できるよう、保護者や地域社会との良好な協力体制の構築に努める。

## 8 健康・安全教育の充実

- (1) 児童・生徒が日常生活全般において、健康及び安全に関する知識を身に付け、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる資質・能力の育成に努める。
- (2) 身の回りの生活における安全及び交通安全に関することや、スマートフォン等の情報通信機器の普及に伴う心身への影響等の課題、保健衛生に関することなどを取り上げ、児童・生徒が情報や状況を正しく判断し、危険を回避することができるよう指導の充実を図る。特に、登下校中の安全に関する指導及び法改正による全年齢での自転車用ヘルメットの着用努力義務化を踏まえ、着用促進を含めた交通安全指導を強化し、交通事故における被害者、加害者を出さないことを目指す。
- (3) 心と体を一体として捉え、家庭や地域社会及び関係諸機関等との連携を密にしながら、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けること、児童・生徒が自ら健康状態を把握し、望ましい基本的な生活習慣を構築することなどにより、生涯にわたり健康で活力ある生活を送ることができるよう指導の充実を図る。

## 9 環境・防災教育の充実

- (1) 持続可能な社会の実現とその社会を担う人材の育成に向け、現代的な諸課題への対応として教科等横断的な視点で進める必要があるため、児童・生徒の発達段階や地域の実態等を考慮しながら、学校全体で取り組むよう努める。
- (2) 環境に関する教育においては、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うよう努める。共通の視点の一つとして、2050年カーボンニュートラルの実現

に向けた取組について学び、環境教育の充実を図る。

- (3) 防災に関する教育においては、自然災害を始めとした様々な災害に関する知識を身に付けるとともに、情報を正しく判断し、安全を確保するための意思決定や行動ができるよう、家庭や地域社会及び関係諸機関等と連携を図りながら、防災教育の一層の充実に努める。

## 10 国際理解・英語教育の充実

- (1) グローバル化が進む社会において、共生社会の実現を目指して、多様な他者を価値ある存在として尊重する意識を持ち、人生や社会をより良いものにするために協働していくことができる資質・能力や互いの考えを伝え合うことができるコミュニケーション能力の育成に努める。
- (2) 自国の言語、歴史、伝統等に関することや様々な国及び地域についての知識を身に付けるとともに、ICTの活用を含めた様々な形での交流を通して、文化や考え方の多様性を体験的に理解できるよう指導の工夫改善に努める。
- (3) 日本語の理解が十分でない外国につながるの児童・生徒が、日本の学校生活に適應できるよう、一人一人の状況に寄り添った教育課程の編成や日本語初期指導の充実等、支援策の構築を図る。また、様々な国にルーツを持つ児童・生徒との共生を通して、それぞれの国の生活習慣や文化を知り、尊重する態度の育成に努める。

## 11 情報教育の充実

- (1) 学習の基盤となる資質・能力の一つとして、情報を主体的に捉え、何が重要かを考え、見いだした情報を活用し、他者と協働しながら新たな価値の創造に向かう、情報活用能力（基本操作、プログラミング的思考、情報モラル等）の育成を推進する。
- (2) 児童・生徒の「確かな学力」を育むため、ICTの基本的な操作や情報の収集・整理・発信等の情報活用の実践力を養い、各教科等で「一斉学習」、「協働学習」、「個別学習」など学習場面に応じ、GIGAスクール端末を始めとしたICTの積極的な活用を図るとともに、より効果的な活用に向けた研修を通して教職員の指導力の向上に努める。また、GIGAスクール端末を日常的に持ち帰ることで、AI型デジタルドリル教材等を活用した家庭学習の充実や児童・生徒一人一人の基礎的な学力の定着を図る。
- (3) 論理的思考力(プログラミング的思考)を育むとともに、身近な社会がICT等の技術によって支えられていることに気付き、ICT等を効果的に活用して問題を解決し

たり、より良い社会を築いたりしようとする態度の育成に努める。

- (4) インターネットやスマートフォン等の利用が広がる中、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、今日的な課題を踏まえつつ児童・生徒の情報モラルの育成に努める。

## 12 理数教育の充実

- (1) 急速な技術革新の中、児童・生徒がこれからの社会の変化に主体的に対応できるよう、体験的・問題解決的な学習を重視し、身近な生活の中から理数を学ぶ意義や有用性を感じることや、様々な原理や法則が科学技術を支えていることについて知ることなどを通して、児童・生徒の理数への興味・関心を高め、学んだことを適切に社会でいかすことができる資質・能力の育成に努める。
- (2) 地域の大学や企業、研究機関等、市内にある恵まれた環境を生かし、それらの施設と効果的に連携・協力を図りながら、STEAM教育を推進すると共に、科学技術への理解を深め、理数教育の一層の充実に努める。

## 1 学校づくり

インクルーシブ教育は「すべての子どもたちを対象に、一人一人の教育的ニーズに適切に対応していく理念のもと、同じ場所で共に学び共に育つこと」を目指して行うものです。

そのための学校づくりには、この指標に示すような取組や考え方が求められます。

### 【位置づけ】

- 学校教育目標構想図（グランドデザイン）にインクルーシブ教育を位置付けている
- 全教職員がインクルーシブ教育について、共通理解できる機会を設けている

### 【校内体制】

- インクルーシブ教育担当を置いて、意識の啓発や環境整備などを進めている
- 支援を要する児童・生徒<sup>※1</sup>の教育支援計画<sup>※2</sup>を作成している
- 教育支援計画を基に、学級担任とそれぞれの支援担当<sup>※3</sup>が、支援を要する児童・生徒に関する情報について定期的に共有し、支援策を確認している

### 【保護者・関係機関等との連携体制】

- 保護者との相談について、定期面談の他にも適宜機会を設け、必要に応じて、担任だけではなく教育相談コーディネーター等が関わる体制が作られている
- 必要に応じて青少年教育相談センター、療育機関、児童相談所、医療機関等とケース会議等ができる連携体制が作られている
- 中学校区内において、各校の取組の共有や教育支援計画等の引継ぎ等、小中一貫教育の視点での連携体制が作られている

### 【取組の発信等】

- 保護者に対して、PTA 総会、学校だより等を通して学校の取組を発信し、インクルーシブ教育について啓発している
- 地域に向けて、学校運営協議会、地域の会議等の場面や学校だより、学校ホームページ等を通して学校の取組を発信し、インクルーシブ教育について啓発している
- 学校におけるインクルーシブ教育推進の取組に対して、保護者や地域等から意見をもらう機会を設けている

※1 通常の学級とは別の場所で学ぶ児童・生徒だけでなく、通常の学級において支援を必要とする児童・生徒も含まれます

※2 対象の児童・生徒の状況や目指す姿及びその実現に向けて必要な支援等に関する計画のこと

※3 通常の学級とは別の場所での支援に関わる教職員だけでなく、通常の学級での教科指導等に関わる教職員も含まれます

## 2 学級づくり

学級の雰囲気や風土、物的・心理的な環境などについての様々な工夫は、すべての子どもが通常の学級で共にできることを増やすことにつながる大切な取組です。

### 【学級経営】

- 困難を抱える児童・生徒<sup>※4</sup>の特性を学級で共有（理解）する機会がある
- 同学年や異学年の児童・生徒との交流の場<sup>※5</sup>がある
- 日常的に互いの良さを認め合う機会がある
- 話し合いのルールがある<sup>※6</sup>
- 一人一人に役割が与えられ、それが分かりやすく示されている<sup>※7</sup>

- ※4 学校生活や授業の中で、友だちづくりや人との関わり方、知的面や情緒面等で困っていて、様々な場面で支援を必要とするこども
- ※5 交流の機会を持つことで、多様性の理解や自己理解、自らの在りたい姿を考える場面となり得る
- ※6 誰もが安心して話したり聞いたりできることにより、多様な意見が受容され、尊重される雰囲気づくりにつながる
- ※7 学級という社会の自治的活動に自らが参画しているという自覚を育むと共に互いに助け合う雰囲気づくりにつながる

### 【教室環境】

- 困難を抱える児童・生徒の特性に合わせ、共に学び合いやすい位置に配慮した座席となっている
- 視覚的刺激を抑え、すべての児童・生徒が集中できる教室環境となっている
- 1日の生活の流れ等をわかりやすく示している<sup>※8</sup>
- 学級や個人の荷物の置き場所・置き方がわかりやすく示されている
- 校内の案内図、掲示物等は、視覚的にわかりやすい工夫がされている
- 特別支援学級に在籍する児童・生徒の机やロッカーが通常の学級にも配置してある
- 特別支援学級に在籍する児童・生徒の名前が、学年・学級の名簿や掲示スペース等に入れてある

- ※8 1日の授業の予定を提示したり、給食や清掃などの作業の流れを写真で示したりする工夫のこと

### 3 授業づくり

インクルーシブ教育の実現を目指すにあたり、すべての子どもがそれぞれに必要な教育的ニーズに応じた支援を受けながら、安心して学びに参加できることは、欠かせない要素であり、誰一人取り残されない学びの保障が必要です。

#### 【授業】

- 学級（教科）担任と支援に関わる教職員が連携した学習支援をしている
- めあてや本時の流れ、学習地点等を印等で示すなどにより見通しを持てる工夫をしている
- すべての児童・生徒が活動に取り組める手立てがある
- 発問や活動の指示をする際には、活動内容が明確となっており、誰にでも分かりやすいような工夫<sup>※9</sup>をしている
- ICT 機器等の活用によるインクルーシブな環境づくりの工夫<sup>※10</sup>をしている
- グループワーク・異学年交流等、学び合いの場面<sup>※11</sup>がある

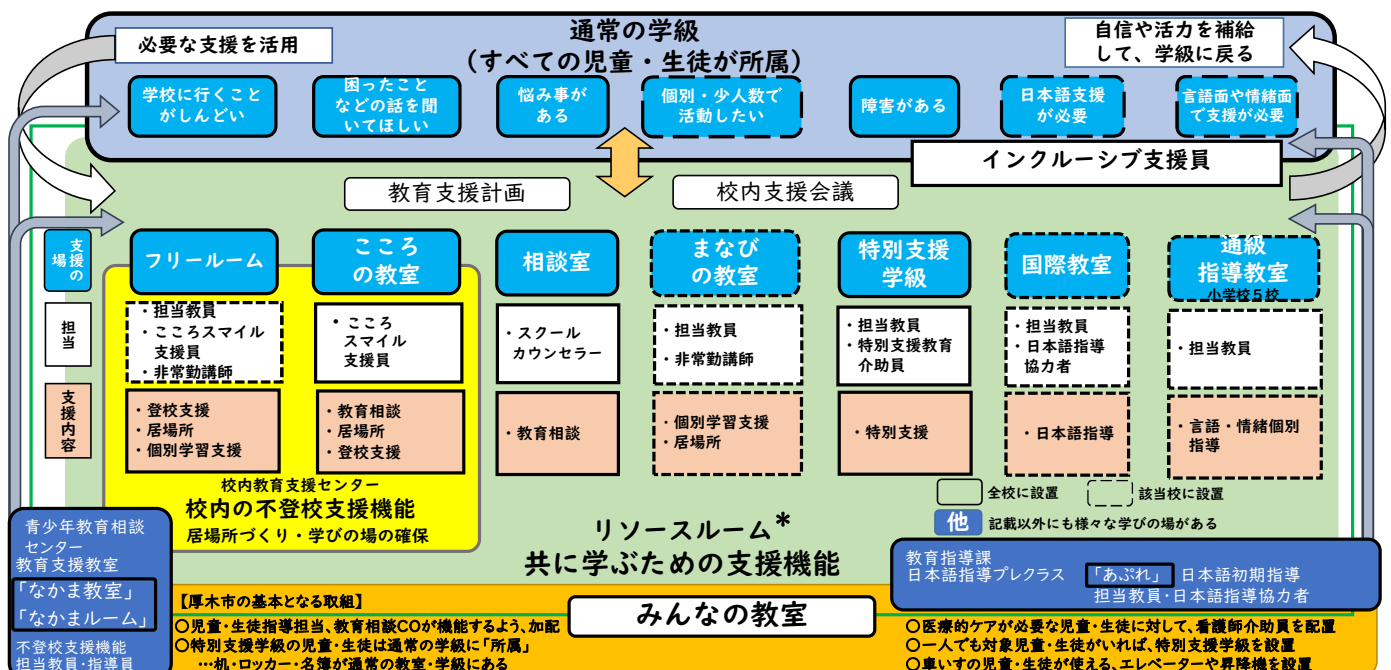
※9 1文に1指示（問い）としている、写真や図を活用する 等

※10 オンライン授業、タイピングによる授業ノート作成や電子黒板の活用等

※11 自らの思考を育むためだけでなく、多様性の理解・尊重の視点においても重要な学習活動です

#### 「厚木市のインクルーシブ教育システム（みんなの教室システム）」

児童・生徒が、みんなと同じ場（通常の学級）で学ぶことができるようにするために、リソースルームやフリールーム、特別支援学級、通級指導教室、国際教室などの学びの場を利用して、必要な支援が受けられる仕組みの全体を、「厚木市のインクルーシブ教育システム（みんなの教室システム）」としています。



\*リソースルーム…支援の場の総称

## Ⅱ 教職員の研修方針

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい国民の育成を目指すという観点から、教育基本法では、教員の使命と職責等について規定されるとともに、教員は研究と修養に励むべきことや、養成と研修の充実が図られるべきことが明記されている。

このような中で、学習指導要領の基本的な理念として、こどもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を学校と社会が共有し、連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」の実現や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る教科等横断的な視点に立った「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められている。

その実現のためには、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインに沿って、教師の資質向上のため主体的に研修に取り組み、教職員一人一人が広い視野に立ち、社会の変化に柔軟に対応するとともに、教育者としての情熱と使命感をもって教育にあたることができるよう絶えず研究と修養に励み、自らの資質・指導力の向上に努めなければならない。

教育委員会においては、教育基本法をはじめ学校教育法等の法令、厚木市教育大綱及び厚木市教育振興基本計画に基づいて、学校における働き方改革を推進するとともに、教職員の専門性と資質・能力の向上を目指し、また、研修成果が全教職員に還元されるよう、次のように研修方針を定める。

### 1 人格的資質を高める研修

教育者としての使命と責任を深く自覚し、一人一人の人権を尊重した教育の実現により、児童・生徒や保護者、地域からの信頼に応えることができるよう、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力など、総合的な人間力の向上に努める。

### 2 授業力を高める研修

学習指導要領の目標や内容等について、より一層の理解を深め、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善ができるよう指導力の向上に努める。

### 3 課題解決力を高める研修

社会の変化に柔軟に対応する力を育むため、今日的な教育課題に関して、より深い児童・生徒理解に基づいた適切な指導が実践できるよう対応力の向上に努める。

### 4 専門性を高める研修

職層や職務に応じて、教職員としての専門性を高め、資質・能力や組織力の向上に努める。

### 5 研修成果の還元

様々な研修や教育に関する専門的な調査・研究を通して、研修等の成果を各学校に還元し、教育活動の改善・充実を図る。

なお、研修の目的やねらいに応じて、集合型研修とオンライン研修のそれぞれの特性を生かした研修を実施する。

## 教育部 研修等一覧表

担当	研修名・部会名 等	研修方針1	研修方針2	研修方針3	研修方針4
		人格的資質を高める研修	授業力を高める研修	課題解決力を高める研修	専門性を高める研修
教育指導課	英語教育推進部会		●		●
	児童指導推進部会			●	●
	外国籍児童・生徒等指導推進部会			●	●
	特別支援教育推進部会		●		●
	インクルーシブ教育推進部会			●	●
	食育推進部会			●	●
	学力向上推進部会		●		●
	図書館教育推進部会				●
	通級指導教室推進部会		●		●
	小学校理科の観察・実験講習会		●		
	特別支援教育出張研修会			●	●
教育研究所	教育研究発表会・教育講演会	●	●	●	●
	新任校長研修会			●	●
	新任教頭研修会			●	●
	総括教諭研修会			●	●
	人権教育研修会			●	●
	初任者研修会	●			●
	新規臨時的任用職員（教員）研修会	●		●	
	寺子屋講座（学校図書館を活用した調べる学習～基本のスキルを学ぼう～）	●	●		
	寺子屋講座（こどもたちが『読みの達人』になれる～考えるヒントを渡して、一人一人が自走する国語の授業づくり～）	●	●		
	寺子屋講座（こどもが自分を守るために知ってほしい「性」のこと）	●		●	
	寺子屋講座（GIGAスクール端末操作研修 初級編～中級編）	●	●		
	寺子屋講座（教育DXを推進するための操作研修～授業・校務改善に生かす活用術～）	●		●	
	寺子屋講座（AI型デジタルドリル教材の操作研修～ドリルパークの効果的な活用法～）	●	●		
	寺子屋講座（こどものSOSに気付く～キーワードは、「知る」「つながる」～）	●		●	
	寺子屋講座（子どもの「困り方」に寄り添う算数授業～子どもが安心して自然体になれる授業の作り方～）	●	●		
	寺子屋講座（これからの学習評価はどうなるの？～最新の中教審答申等から読み解く～）	●	●		
	寺子屋講座（GIGAスクール時代の情報モラル教育）	●		●	
	寺子屋講座（個別最適な学びと協働的な学び～こどもの主体性を引き出す授業づくり～）	●	●		
	寺子屋講座（こどもも教師も自ら学び、動き出す！～特別活動をするってどういうこと？～）	●	●		
	寺子屋講座（こどもも教師も学びたくなる！わくわく観察、実験講座）	●	●		
寺子屋講座（あつぎ郷土博物館と周辺地域めぐり）	●	●			
寺子屋講座（教育DXを推進するための方法～生成AIを活用した仕事の効率化～）	●		●		
寺子屋講座（「体づくり運動」～体ほぐしの運動と多様な動きをつくる運動・体力を高める運動の指導法～）	●	●			
青少年教育相談センター	不登校対策推進実践連絡会議			●	●
	教育相談コーディネーター連絡会議			●	●
	課題改善ケース研究会			●	●

※研修方針5「研修成果の還元」については、研修の趣旨や内容等に応じて、各学校での伝達や教育委員会からの情報発信等により行っていく。

令和8年度厚木市教育委員会

教育指導課・教育研究所・青少年教育相談センター 研修等一覧

1 教育指導課

推進部会等

No.	部会名	趣旨	対象	日程
1	英語教育推進部会	小・中学校それぞれにおける英語教育の充実と、小中連携を図った英語教育や指導方法等の在り方、外国語指導助手との望ましい授業づくり等について研究する。	A L T 担当教員	4月10日（金）
			英語教育推進担当教員	8月4日（火）
2	児童指導推進部会	問題行動の低年齢化等に対応するために、学校における組織的な児童指導の必要性が高まる現状を受け、児童指導担当者間で各校の指導事例に関する情報交換や協議を通して、各校の指導体制の充実を図る。	児童指導担当教員	4月21日（火）
				9月17日（木）
				11月17日（火）
				2月9日（火）
3	外国籍児童・生徒等指導推進部会	日本語の指導を要する外国籍の児童・生徒や帰国児童・生徒等が学校生活に適應できるよう、指導内容や指導方法等について研究し、指導の充実を図る。	次に該当する者 （該当校各1人）  ①国際教室設置校の国際教室担当教員 ②国際教室の設置がない学校のうち日本語指導協力者を派遣している学校の担当教員	4月16日（木）
			次の①～④に該当する者 ①国際教室設置校の国際教室担当教員 ②国際教室の設置がない学校のうち日本語指導協力者を派遣している学校の担当教員 ③日本語指導対象児童・生徒の担任等（希望者） ④日本語指導協力者（希望者）	7月23日（木）
4	特別支援教育推進部会	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を計画的、組織的に行うために、児童・生徒の障がい等に応じた指導内容や指導方法の工夫、関係機関との連携等について研究を深め、特別支援教育の充実を図る。	特別支援学級担任または担当教員 ※ 各学校1～2人	4月16日（木）
			次の①～③に該当する者  ①第1回に参加していない小・中学校特別支援学級担任及び担当教員 ②特別支援教育介助員を配置している通常の学級担任 ③特別支援教育介助員	7月24日（金）
5	インクルーシブ教育推進部会	共生社会の実現に向け、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことを目指すインクルーシブ教育の推進を図る。	インクルーシブ教育担当教員	7月29日（水）
				2月5日（金）
6	食育推進部会	児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校における食育の推進を図る。	食育担当教員及び栄養教諭	6月12日（金）
			栄養教諭	年3回

No.	部会名	趣旨	対象	日程
7	学力向上推進部会	小・中学校9年間を見通した学力向上のための取組について研修・協議することを通して、授業改善及び取組の充実を図る。	学力向上に中心的な役割を担う教員	4月28日(火)
				10月27日(火)
8	図書館教育推進部会	学校図書館の機能や役割の理解、児童・生徒の主体的な学習活動や読書活動を促す学校図書館の在り方等についての研修を通して、担当者としての資質向上及び学校図書館経営の充実を図る。	図書館教育担当教員及び学校司書	7月27日(月)
9	通級指導教室推進部会	通級指導教室を担当する教員を対象に、各教室での個に応じた指導の在り方や諸問題について研究し、通級指導教室の指導と運営の充実を図る。	通級指導教室設置校担当教員	年11回
10	小学校理科の観察・実験講習会	小学校理科における、基本的な観察・実験の方法について習得するとともに、安全に配慮した観察・実験について理解を深め、指導力の向上を図る。	原則採用5年未満の小学校教員及び希望者10人程度	7月24日(金)
11	特別支援教育出張研修会	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を計画的、組織的に行うために、発達障害の特性や適切な対応について理解を深め、特別支援教育の充実を図る。	市立全小・中学校教員 ※2年間のうち、1回実施	令和8年7月 ～令和10年2月

## 2 教育研究所

### (1) 指定研修

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	新任校長研修会	学校経営についての心構えをもち、校長としての資質向上を図る。	新任校長	4月14日(火)
2	新任教頭研修会	学校運営についての心構えをもち、教頭としての資質向上を図る。	新任教頭	4月30日(木)
3	総括教諭研修会	児童・生徒指導に関する研修を通して、リーダーとしての自覚をもち、総括教諭の資質の向上を図る。	総括教諭のうち1人	8月21日(金)
4	人権教育研修会	人権教育における諸課題についての研修を通して、教師一人一人の人権感覚を磨き、指導力の向上を図る。	人権教育担当教員	8月21日(金)

### (2) 初任者研修

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	初任者研修会	望ましい教師となるための心構えや教育実践上の基本的な事項に関する研修を実施し、指導力の育成と意欲の向上を図る。	令和8年度初任者 ※初任者拠点校指導教員も参加	4月3日(金)
				6月9日(火)
				7月24日(金)
				8月18日(火)
				2月16日(火)

### (3) 先生のための寺子屋講座 (希望研修)

No.	講座名	趣旨	対象	期日
1	学校図書館を活用した調べる学習～基本のスキルを学ぼう～	今日的な教育課題に対応するとともに、学級経営や教科等の指導に即生かせる実践的な研修を通して、実践意欲及び指導力の向上を図る。	教職員(希望制)	6月13日(土)
2	「こどもたちが『読みの達人』になれる～考えるヒントを渡して、一人一人が自走する国語の授業づくり～」			6月20日(土)
3	こどもが自分を守るために知ってほしい「性」のこと(オンライン)			6月27日(土)
4	GIGAスクール端末操作研修 初級編～中級編			8月4日(火)
5	教育DXを推進するための操作研修～授業・校務改善に生かす活用術～			8月4日(火)
6	AI型デジタルドリル教材の操作研修～ドリルパークの効果的な活用法～			8月17日(月)
7	こどものSOSに気付く～キーワードは、「知る」「つながる」～			8月19日(水) 又は 8月20日(木) 調整中

	講座名	趣旨	対象	期日
8	これからの学習評価はどうなるの？ ～最新の中教審答申等から読み解く～	今日の教育課題に対応するとともに、学級経営や教科等の指導に即生かせる実践的な研修を通して、実践意欲及び指導力の向上を図る。	教職員(希望制)	8月19日(水) 又は 8月20日(木) 調整中
9	子どもの「困り方」に寄り添う算数授業 ～子どもが安心して自然体になれる授業のつくり方～			8月19日(水)
10	GIGAスクール時代の情報モラル教育			9月5日(土)
11	個別最適な学びと協働的な学び～こどもの主体性を引き出す授業づくり～			9月5日(土)
12	こどもも教師も自ら学び、動き出す！ ～特別活動をするってどういうこと？～			9月19日(土)
13	こどもも教師も学びたくなる！わくわく観察、実験講座			10月3日(土)
14	あつぎ郷土博物館と周辺地域めぐり			10月31日(土)
15	教育DXを推進するための方法 ～生成AIを活用した仕事の効率化～			11月21日(土)
16	体づくり運動 ～体ほぐしの運動と多様な動きをつくる運動・体力を高める運動の指導法～			11月7日(土) 又は 11月28日(土) (調整中)

#### (4) 教育研究発表会・教育講演会

No.	名称	趣旨	対象	期日
1	教育研究発表会・教育講演会	教育研究発表会・教育講演会を通して、教育研究所における教育調査研究の内容や教育の新しい動向、今日の課題に対する理解を深め、指導力の向上を図る。	小・中学校教職員 教育関係者 P T A等	8月7日(金)

#### (5) その他

No.	名称	趣旨	対象	期日
1	新規臨時的任用職員(教員)研修	教師としての心構えや教育実践上の基本的な事項に関する研修を実施し、指導力の育成と意欲向上を図る。	・令和8年度に新規採用された臨時的任用職員(教員) ・令和7年度に新規採用された臨時的任用職員(教員)のうち、未受講の者	8月18日(火)
				2月16日(火)
2	情報教育推進連絡会	教育DXを推進するための調査研究会や他自治体先進校が発信する情報を共有し、各校の「ICTを活用した教育」に関する総合的な推進を図る。	小・中学校情報教育担当教員	6月3日(水)
				1月下旬～ 2月上旬

### 3 青少年教育相談センター

#### 連絡会議・研究会

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	不登校対策推進実践連絡会議	不登校の未然防止と不登校の状態に応じた適切な対応や指導、より効果的な支援の在り方等について、実践・研究を推進するために連絡会議を実施し、その成果を全小・中学校の不登校対策の実践に役立てる。	教育相談コーディネーター	4月28日（火）
				2月2日（火）
2	教育相談コーディネーター連絡会議	教育相談の理論や方法、学校内外の人や関係機関との連携についての研修を通して、担当者としての資質の向上及び教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図る。	教育相談コーディネーター	4月28日（火）
				8月21日（金）
				10月29日（木）
				2月2日（火）
3	課題改善ケース研究会	学校生活に課題を抱えている児童・生徒の理解と効果的な対処の仕方について、具体的事例を通して研究することにより、支援者の分析力・実践力の向上や学校の支援体制の充実に役立つ。	教育相談コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭等 ※原則として隔年で18校ずつ実施	6月16日（火）
				2回目は2学期以降、各学校における校内ケース会議として実施
4	こころスマイル支援員連絡会議	児童・生徒への支援体制の充実を図るため、こころスマイル支援員としての役割や、学校生活への適応に課題を抱えた児童・生徒に対する支援に関する研修及び情報交換等を行う。	こころスマイル支援員	4月6日（月）
				8月21日（金）
				12月17日（木）